

5 文庁第 4 5 1 9 号
令和 5 年 1 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
出 入 国 在 留 管 理 庁 長 官
文 部 科 学 省 関 係 各 独 立 行 政 法 人 の 長
各 関 係 団 体 の 長
殿

文 化 庁 次 長
合 田 哲 雄

総 合 教 育 政 策 局 長
望 月 禎

高 等 教 育 局 長
池 田 貴 城

日 本 語 教 育 の 適 正 か つ 確 実 な 実 施 を 図 る た め の 日 本 語 教 育 機 関 の 認 定
等 に 関 す る 法 律 等 の 施 行 に つ い て (通 知)

先 の 第 211 回 通 常 国 会 に お い て、日 本 語 教 育 の 適 正 か つ 確 実 な 実 施 を 図 る た め の 日 本 語 教 育 機 関 の 認 定 等 に 関 す る 法 律 (令 和 5 年 法 律 第 41 号。以 下 「 法 」 と い う。) (別 添 1) が 成 立 し、令 和 5 年 6 月 2 日 に 公 布 さ れ、一 部 を 除 き、令 和 6 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ る こ と と な り ま し た。

ま た、法 に 基 づ き、日 本 語 教 育 の 適 正 か つ 確 実 な 実 施 を 図 る た め の 日 本 語 教 育 機 関 の 認 定 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 (令 和 5 年 政 令 第 327 号。以 下 「 令 」 と い う。) (別 添 2) が 令 和 5 年 11 月 10 日 に 公 布 さ れ、一 部 を 除 き、令 和 6 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ る こ と と な り ま し た。

こ れ ら を 受 け、日 本 語 教 育 の 適 正 か つ 確 実 な 実 施 を 図 る た め の 日 本 語 教 育 機 関 の 認 定 等 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (令 和 5 年 文 部 科 学 省 令 第 39 号。以 下 「 規 則 」 と い う。) (別 添 3)、認 定 日 本 語 教 育 機 関 認 定 基 準 (令 和 5 年 文 部 科 学 省 令 第 40 号。以 下 「 認 定 基 準 」 と い う。) (別 添 4) 及 び 認 定 日 本 語 教 育 機 関 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る 件 (令 和 5 年 文 部 科 学 省 告 示 第 163 号。以 下 「 告 示 」 と い う。) (別 添 5) が 令 和 5 年 12 月 28 日 に 公 布 さ れ、令 和 6 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ る こ と と な り ま し た。

近 年、我 が 国 に 居 住 す る 外 国 人 は 増 加 傾 向 に あ り、日 本 語 教 育 を 受 け る こ と を 希 望 す る 外 国 人 に 対 し、そ の 希 望 や 能 力 等 に 応 じ た 日 本 語 教 育 を 受 け る 機 会 が 最 大 限 に 確 保 さ れ る よ う、関 係 省

庁の関連施策との有機的な連携を図りつつ、日本語教育の水準の維持向上を図ることが重要です。一方、これまで、日本語教育機関における日本語教育の質を示す共通の指標が存在せず、日本語教育を受けることを希望する外国人が必要かつ正確な情報を十分に得られていない状況にありました。また、我が国において日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の質的かつ量的確保が十分ではない状況です。法の制定の趣旨は、このような観点から、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにあります。

法、令、規則、認定基準及び告示の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らい下さい。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、出入国在留管理庁長官におかれては出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関に対して周知を図るようお願いします。

なお、法附則第 6 条の規定により、法の施行と同時に、法の所管が文化庁から文部科学省総合教育政策局に移管されることとなります。

記

第 1 法の概要及び留意事項

1 概要

(1) 総則（第 1 条関係）

この法律は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育（以下「日本語教育」という。）を行うことを目的とした課程（以下「日本語教育課程」という。）を置く教育機関（以下「日本語教育機関」という。）のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的とすること。

(2) 日本語教育機関の認定（第 2 条～第 16 条関係）

日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受けることができるものとし、当該認定の要件、欠格事由等を定めるとともに、認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）に係る

情報の公表、名称の使用制限、文部科学大臣が定める表示、変更の届出、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は登録日本語教員（3（1）の登録日本語教員をいう。）でなければならないこと、日本語教育の実施状況に関する評価、定期報告、帳簿の備付け、報告徴収、勧告及び命令、廃止の届出、認定の取消し、審議会等の意見の聴取並びに関係行政機関の長との協力等について所要の規定を設けること。

（3）認定日本語教育機関の教員の資格

① 登録日本語教員（第17条～第21条関係）

日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができるものとし、登録を受けた者（以下「登録日本語教員」という。）の登録証、登録事項の変更の届出、登録等の手数料及び登録の取消し等について所要の規定を設けること。

② 日本語教員試験（第22条～第26条関係）

日本語教員試験について、基礎試験及び応用試験を行うこと、文部科学大臣の登録を受けた者（以下「登録日本語教員養成機関」という。）が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得されるための課程（以下「養成課程」という。）を修了した者等に対する試験の免除、受験の停止並びに手数料等について所要の規定を設けること。

③ 実践研修（第27条関係）

実践研修について、その内容及び手数料等について所要の規定を設けること。

④ 指定試験機関（第28条～第44条関係）

文部科学大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、日本語教員試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができることとし、指定の届出及び要件、変更の届出、役員を選任及び解任、試験委員、秘密保持義務、試験事務規程、事業計画書の認可、帳簿の備付け、報告徴収及び立入検査、監督命令、試験事務の休廃止、指定の取消し、文部科学大臣による試験事務の実施、指定等の条件、指定試験機関がした処分等に係る審査請求並びに手数料等について所要の規定を設けること。

⑤ 登録実践研修機関（第45条～第60条関係）

文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）を行わせることができることとし、登録の届出及び要件、変更の届出、役員を選任及び解任、研修事務規程、研修事務の実施に係る義務、定期報告、財務諸表等の作成、帳簿の備付け、報告徴収及び立入検査、適合命令、改善命令、研修事務の休廃止、登録の取消し、文部科学大臣による研修事務の実施並びに手数料等について所要の規定を設けること。

⑥ 登録日本語教員養成機関（第 61 条～第 66 条関係）

登録日本語教員養成機関の登録の方法及び要件、養成業務規程、養成業務の休廃止、登録実践研修機関に係る規定の準用並びに登録の取消し等について所要の規定を設けること。

(4) 罰則（第 67 条～第 74 条関係）

罰則について所要の規定を設けること。

(5) 附則（附則第 1 条～第 6 条関係）

施行期日、経過措置、政令への委任、施行後 5 年を目途とした検討、文部科学省設置法（平成 11 年法律第 96 号）の一部改正について所要の規定を設けること。

2 留意事項

(1) 認定の対象等について（第 2 条第 1 項関係）

法第 2 条第 1 項の認定は、認定基準等を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関である旨を明らかにし、日本語教育を受けることを希望する者等の選択に資することを目的としていること。このため、認定を受けなければ日本語教育機関を運営できないものではなく、あくまで希望する日本語教育機関の設置者から申請を受け、認定を行うものであること。

ただし、我が国の教育機関において日本語教育を受けることを目的として留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる日本語教育機関については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）が改正され、留学のための課程の認定を受けることが要件とされる予定であるため、既存の法務省告示機関が引き続き当該機関で日本語教育を受ける目的で留学の在留資格をもって在留する留学生を受け入れる場合には、令和 11 年 3 月 31 日までに留学のための課程の認定を受ける必要があること。

また、大学においても、科目等履修生・聴講生・研究生といった、正規課程の定員外の扱いとなる非正規生であって、一定の日本語能力（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験 N2 レベル相当以上）を備えていない留学生を対象に専ら日本語教育を行なおうとする場合は、原則として留学のための課程の認定を受けた機関でなければ、入学しようとする外国人に「留学」の在留資格が認められないとする制度改正（上陸基準省令の改正等）が予定されていること。

したがって、別科や留学生センター、日本語教育センターに限らず、大学の正規課程で開講される日本語教育科目により構成されるプログラムであっても、受講者の所属・身分・日本語能力が前述の条件に当てはまる場合、当該受講者を「留学生」として受け入れるためには、令和 11 年 3 月 31 日までに留学のための課程の認定を受ける必要が生じること。

なお、下記に該当する場合は、専ら日本語教育を行うものとはせず、各区分の留学生のみを対象に行う日本語教育については、引き続き認定を要せずに実施することができる。

- ・ 正規課程に正規生として在籍する留学生を対象に日本語教育を行う場合
 - ・ 国費外国人留学生制度に基づく国費外国人留学生を対象に日本語教育を行う場合
 - ・ 大学間交流協定等に基づく学生交換計画により受け入れる交換留学生を対象に日本語教育を行う場合
- 等

(2) 認定を受ける主体について（第2条第1項関係）

日本語教育機関の認定は、日本語教育機関の設置者が、これを受けるものであること。このため、認定日本語教育機関の設置者が当該認定日本語教育機関の事業を他の法人や個人に引き継ぐ場合、新たな設置者である法人や個人が改めて認定を受けなければならないこと。これは親会社や子会社、関連会社等への引継ぎであっても、他の法人や個人である限りは同様であること。この場合において、新たな設置者が認定を受ける前に引継ぎが行われた場合、当該引継ぎの対象となった日本語教育機関は、新たな設置者が認定を受けるまでの間、認定日本語教育機関とはみなされず、法第4条に定めるとおり認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称は用いてはならないこと。

(3) 認定日本語教育機関が行う認定に係る日本語教育課程以外の業務について（第2条第1項関係）

認定日本語教育機関においては、関係法令を遵守した上で、認定の対象とならない日本語教育課程を含め、認定に係る日本語教育課程の実施以外の業務を実施しても差し支えないこと。ただし、設置者が日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていることが求められ、その際、日本語教育機関としての収益は日本語教育機関の経営に充てられることが望ましいこと。

(4) 日本語教育課程の新設又は収容定員数の変更に係る変更の届出について（第6条第1項関係）

法第6条第1項の規定による変更の届出のうち、日本語教育課程の新設又は収容定員数の増減に係るものについては、日本語教育の実施状況に大幅な変更があるものであるため、施行規則第6条第2項に規定する書類を添付するとともに、届出の前にあらかじめ文部科学省へ相談を行う必要があること。なお、日本語教育課程の目的（留学のための課程、就労のための課程又は生活のための課程の別）を変更する場合、日本語能力に係る目標を変更する場合又は修業期間を変更する場合等日本語教育課程の根幹に関わる変更がある場合には、実質的に別の日本語教育課程を実施するものであり、既存の日本語教育課程の変更ではなく、既存の日本語教育課程を廃止し、改めて日本語教育課程を新設する必要があること。

(5) 日本語教員試験の免除者の登録について（第17条第1項関係）

登録日本語教員としての登録には日本語教員試験の合格が必要であり、経過措置等により両試験が免除となる者についても、日本語教員試験に出願し、免除により合格した上で、合格証書を受け、提出する必要があること。

(6) 登録実践研修機関の登録を受ける主体について（第45条第1項関係）

登録実践研修機関の登録は、申請者が、これを受けるものであること。このため、登録実践研修機関の登録を受けた者が、研修事務を他の法人や個人に譲渡等する場合、譲渡等を受けた法人や個人が改めて登録を受けなければならないこと。この場合において、譲渡

等を受けた法人や個人は、登録を受けるまでの間、研修事務を実施してはならないこと。また、譲渡等をした法人や個人は、譲渡等に伴い研修事務を廃止し、施行規則第 63 条第 2 項の規定により、研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継がなければならないため、譲渡等を受けた法人や個人は、施行規則 64 条の規定により、当該帳簿及び書類を文部科学大臣から受領する必要があること。これは親会社や子会社、関連会社等への譲渡等であっても、他の法人や個人である限りは同様であること。

(7) 登録日本語教員養成機関の登録を受ける主体について（第 61 条関係）

登録日本語教員養成機関の登録は、申請者が、これを受けるものであること。このため、登録日本語教員養成機関の登録を受けた者が、養成業務を他の法人や個人に譲渡等する場合、譲渡等を受けた法人や個人が改めて登録を受けなければならないこと。この場合において、譲渡等を受けた法人や個人は、登録を受けるまでの間、養成業務を実施してはならないこと。これは親会社や子会社、関連会社等への譲渡等であっても、他の法人や個人である限りは同様であること。

(8) 複数の登録日本語教員養成機関が共同して 1 つの養成業務を実施する場合について（第 61 条関係）

複数の登録日本語教員養成機関が共同して 1 つの養成課程を実施することは可能であるが、共同で養成課程を実施する登録日本語教員養成機関間で、役割分担や費用負担、受講者の履修ルール等について十分な調整を行い、協定等を締結することが必要であること。

第 2 令の概要

1 審議会等で政令で定めるもの（第 1 条関係）

法第 15 条第 1 項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とすること。

2 登録日本語教員に係る登録等の手数料（第 2 条～第 4 条関係）

法第 20 条、法第 25 条及び法第 27 条第 2 項の政令で定める手数料を定めること。

3 登録実践研修機関が行う実践研修に係る手数料の額の認可（第 5 条関係）

法第 60 条の認可の申請の手続及び基準を定めること。

4 附則（附則第 1 項～第 3 項関係）

施行期日、中央教育審議会からの意見聴取並びに文部科学省組織令（平成 12 年政令第 251 号）及び中央教育審議会令（平成 12 年政令第 280 号）の一部改正について所要の規定を設けること。

第 3 規則の概要及び留意事項

1 概要

(1) 認定日本語教育機関の認定（第 1 条～第 13 条関係）

認定日本語教育機関の認定の申請、学則、国による認定の公表、認定日本語教育機関による情報の公表、認定日本語教育機関の表示、変更の届出、点検及び評価、第三者評価、定期報告、帳簿の記載事項、廃止の届出、法務大臣との協議及び関係行政機関の長との協

力等について所要の規定を設けること。

(2) 認定日本語教育機関の教員の資格

① 登録日本語教員（第14条～第20条関係）

登録日本語教員の登録の申請、実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者、登録日本語教員登録簿の記載事項、登録証再交付の申請、変更の届出、日本語教員登録簿の登録の訂正及び登録等の手数料の納付等について所要の規定を設けること。

② 日本語教員試験（第21条～第27条関係）

試験の免除、試験の期日等の公表、支援の実施方法、試験の科目、試験の受験手続、受験手数料の納付及び合格証書の交付等について所要の規定を設けること。

③ 実践研修（第28条～第32条関係）

実践研修の科目、実践研修の受講資格、実践研修の受講手続、受講手数料の納付及び修了証書の交付等について所要の規定を設けること。

④ 指定試験機関（第33条～第48条関係）

受験停止等の処分の報告、指定の申請、指定の公示、変更の届出、役員の選任等の認可の申請、試験委員の要件、試験委員の選任等の届出、試験事務規程の認可の申請、試験事務規程の記載事項、事業計画等の認可の申請、事業報告書等の提出、試験事務に関する帳簿の記載事項、試験結果の報告、試験事務の休廃止の許可の申請及び試験事務等の引継ぎ等について所要の規定を設けること。

⑤ 登録実践研修機関（第49条～第65条関係）

登録実践研修機関の登録の申請、実践研修の時間数、実践研修の指導者の要件、登録実践研修機関登録簿の記載事項、変更の届出、役員の選任等の届出、研修事務規程の認可の申請、研修事務規程の記載事項、登録実践研修機関の報告、事業報告書の作成、電磁的記録に記録された事項を表示する方法、研修事務に関する帳簿の記載事項、実践研修結果の報告、研修事務の休廃止の許可の申請、研修事務等の引継ぎ及び実践研修の手数料の細目等について所要の規定を設けること。

⑥ 登録日本語教員養成機関（第66条～第74条関係）

登録日本語教員養成機関の登録の申請、養成課程の科目及び時間数、養成課程の教授者の要件、登録日本語教員養成機関登録簿の記載事項、養成業務規程の届出、養成業務規程の記載事項、修了証書の交付、養成業務の休廃止の届出等について所要の規定を設けること。

⑦ 雑則（第75条関係）

文部科学大臣が法第15条第1項の審議会等で政令で定めるものの意見を聴く場合について所要の規程を設けること。

(3) 附則（附則第1条～附則第5条関係）

施行期日、認定日本語教育機関の教員に関する経過措置、試験に関する経過措置、実践研修に関する経過措置及び試験委員等の要件に関する経過措置について所要の規定を設けること。

2 留意事項

(1) 学則における費用徴収及び返還に関する事項について（第2条関係）

学則において、施行規則第2条第7号に規定する「授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項」を定める際は、必要に応じて別表等を用いながら、授業料等の金額や、返還ルールの詳細（どのような場合に、どのような手続でいくら返還されるのか等）が生徒に分かるように定める必要があること。

(2) 認定日本語教育機関による情報公表の項目について（第4条第1項関係）

施行規則第4条第1項各号に規定する事項は最低限公表が必要な事項を定めたものであり、各機関が実施する情報公表において、例えば、各機関の開設年月日など、各機関が必要と考えるこれ以外の情報の公表が可能であること。

(3) 認定日本語教育機関の名称について（第4条第2項関係）

認定日本語教育機関の名称について、他の日本語教育機関と同一の名称を付すことについては、特に日本語に通じない外国人にとっては他の日本語教育機関と区別することが困難で、誤解を生じる恐れが強く、施行規則第4条第2項に適合することが非常に困難であると思われるため、注意を要すること。

(4) 点検及び評価の項目について（第7条関係）

点検及び評価においては、施行規則第7条各号に規定する事項は最低限点検及び評価すべき事項を定めたものであり、地域貢献や社会貢献の状況、法令遵守の状況などその他の事項についても各機関の判断で適切に点検及び評価を行うことが必要であること。

(5) 仲介手数料等の点検及び評価について（第7条関係）

施行規則第7条第8号の「財務に関すること」を評価するに当たっては、入学者の募集や生徒の入学手続の支援等を行う者に対して支払った仲介手数料等の手数料の適正性についても評価を行う必要があること。特に、安定かつ継続して質の高い日本語教育課程を実施する観点から、生徒一人当たりについて支払う仲介手数料等の費用の額は、日本語教育機関が生徒から徴収する授業料等の額と比較して、相当程度高額でないこと。

(6) 認定日本語教育機関の帳簿の記載事項について（第10条第1項関係）

施行規則第10条第1項に規定する帳簿の記載事項について、第1号の「日課」とは、いわゆる時間割を指し、「日ごとの活動状況」とは、クラス又は授業単位の1日の学習活動の記録や日誌、報告書等を指すこと。第3号の「生徒の学習の状況」は、後年に必要に応じて確認できるよう、履修した授業科目名や成績等について記録すること。

(7) 経過措置の対象となる1年以上の経験について（附則第2条、附則第3条第2項及び附則第4条第1項関係）

経過措置の要件のうち、附則第2条第4号等に規定する「1年以上日本語教育課程を担当した経験」については、1年以上の雇用期間があり、かつ、平均して週1回以上授業を担当していた経験を指し、複数の日本語教育機関での経験を合計して1年以上となる場合でも要件を満たすこと。ただし、主任教員として日本語教育課程の編成や管理の業務を主たる業務としていた場合には、平均して週1回以上授業を担当していなかった場合でも経験に含め得ること。

第4 認定基準の概要及び留意事項

1 概要

(1) 総則（第1条～第3条関係）

法第2条第3項第2号の文部科学省令で定める基準は、この省令で定めることとし、認定基準の趣旨、「留学のための課程」、「就労のための課程」及び「生活のための課程」の定義並びに基本組織等について所要の規定を設けること。

(2) 教員及び職員の体制（第4条～第10条関係）

校長の配置及び要件、主任教員の配置及び要件、教員数、担当授業時数、事務を統括する職員の配置及び要件、情報の公表及び評価等に関する体制並びに組織的な研修に関する体制等について所要の規定を設けること。

(3) 施設及び設備（第11条～第15条関係）

校地及び校舎の位置及び環境、校地の要件、校舎の要件、教室の要件並びに設備等について所要の規定を設けること。

(4) 日本語教育課程（第16条～第28条関係）

日本語教育課程の目的及び目標、修業期間、授業期間、授業時数、単位時間、授業科目、特別の日本語教育課程、生徒の数、授業の方法、入学者の募集、入学者の日本語能力等の確認並びに修了の要件等について所要の規定を設けること。

(5) 学习上及び生活上の支援体制（第29条～第36条関係）

学习上の支援体制、出席管理体制、災害等の場合の転学支援、生活指導担当者、健康診断の体制、在留を継続するための支援体制、事業主等との連携体制及び地方公共団体等との連携体制等について所要の規定を設けること。

(6) 附則（附則第1条～附則第3条関係）

施行期日並びに主任教員の要件及び収容定員数に関する経過措置について所要の規定を設けること。

2 留意事項

(1) 日本語教育を実施するための基本組織について（第3条関係）

基本組織は、大学や専門学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関について、例えば、留学生別科や日本語学科等の認定の対象となる日本語教育課程を実施する組織の設置を求めるものであること。

(2) 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関の主任教員の役割について (第5条第1項関係)

就労のための課程又は生活のための課程を置く機関においてこれらの課程を担当する主任教員については、日本語教育課程の編成等に当たり、企業や地方公共団体等と連携し、そのニーズを踏まえるコーディネーターとしての役割が求められること。

(3) 本務等教員について (第5条第2項関係)

本務等教員とは、日本語教育課程に係る業務について責任を担い、かつ、専ら認定日本語教育機関の教育に従事する教員又はこれと相当する業務を担当し本務として認定日本語教育機関の教育に従事する教員であり、基本的にはいわゆる専任教員や本務教員である必要があること。この際、責任を担うとは、必ずしも教育課程の編成の責任者（通常は1人であると想定される。）であることを求めるものではなく、例えば、教育課程の編成会議の構成員である等日本語教育課程に係る業務に直接的かつ実質的に参画する教員であること。また、専任又は本務であることについては、各機関で授業を含む業務が実施される日数や時間数と比較し、各教員の勤務実態が専ら又は本務として勤務していると思わせるかどうか判断することとなるため、雇用形態については必ずしもフルタイムやいわゆる正社員としての雇用に限られるものではないこと。他方で、仮に担当する授業時数が多数である場合や、フルタイムでの勤務である場合であっても、例えば、指示を受けて授業を実施するのみで教育課程の編成に一切関与しないような場合には、本務等教員の要件を満たさないこと。また、例えば、仮にフルタイムやいわゆる正社員として雇用される教員が極端に少ないか、いない場合には、日本語教育課程やその他の業務を含む機関全体の管理の責任を一般には適切に担えないものと想定されるため、個々の教員の勤務状況や雇用形態等のみでなく、機関全体としての体制として不適切と判断される場合もあり得ること。

(4) ICTの活用について (第15条関係)

設備について、昨今のICT技術の発展や普及を踏まえ、効果的かつ効率的な授業等の教育活動や学習の管理、機関の事務の実施等のため、ICT機器を積極的に整備し、活用することが望まれること。

(5) 日本語能力の水準について (第16条第2項、第20条第5項及び第28条第2項関係)

認定基準第16条第2項に規定する「高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準」とは「日本語教育の参照枠（報告）」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）に示されたB2相当を指し、同項等に規定する「自立して日本語を理解し、使用することができる水準」とはB1相当を指し、認定基準第20条第5項第1号等に規定する「他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準」とはA1相当を指し、同項第2号等に規定する「基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準」とはA2相当を指すこと。

(6) 大学又は専門学校における学修に必要な日本語能力の向上に資する授業科目について (第20条第2項関係)

認定基準第20条第2項第2号の「大学又は専門学校における学修に必要な日本語能力の

向上に資する」授業科目とは、アカデミックジャパニーズ、アカデミックライティング、クリティカルシンキング等の高等教育を受けるために必要となる日本語能力の涵養に資するものを指し、必ずしも留学生向けに開講された授業科目に限られないこと。

(7) 留学のための課程の授業を行う時間について（第 20 条第 4 項関係）

留学のための課程の授業は、日本語教育課程での学習を主目的として我が国に在留する留学生を主な対象としていることから、いわゆる日中に日本語の学習が行われることが適当と考えられるため、原則として午前 8 時から午後 6 時までの間に行われる必要があることとされていること。この趣旨を踏まえると、特に、夜間に授業を実施する運用は認められないこと。

(8) 5 つの言語活動について（第 22 条第 3 項関係）

認定基準第 22 条第 3 項各号に掲げる 5 つの言語活動については、各日本語教育課程全体の中で扱われればよく、個々の授業科目において 5 つの言語活動全てが行われる必要まではないこと。

(9) 日本語教育以外の事項に関する授業について（第 22 条第 4 項関係）

認定基準第 22 条第 4 項に規定する日本語教育以外の事項に関する授業は、日本語教育課程の外に位置づけられるものであり、登録日本語教員以外の者が担当することができること。また、同項の「日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内」とは、日本語教育課程の授業時数や生徒の置かれた状況等により個別に判断が必要であるものの、少なくとも日本語教育課程の授業時数を超えない時間であることが適切と考えられること。

(10) 就労のための課程又は生活のための課程における第 23 条の規定による日本語教育課程の編成について（第 23 条関係）

就労のための課程又は生活のための課程において、認定基準第 23 条第 1 項の規定による日本語教育課程を編成する場合、生徒や企業等のニーズに応じて、認定に係る日本語教育課程や授業科目の一部により体系的に編成することができ、認定を受けた日本語教育課程の修業期間や授業時数にとらわれず、かつ、5 つの活動を必ずしも全て行わないものであってもかまわないこと。当該日本語教育課程の編成については、認定の際に確認を受けた日本語教育課程の一部を使うものであり、変更の届出等をせず、機関の判断で実施が可能であること。

(11) 収容定員数の増加について（第 24 条第 4 項関係）

収容定員数を増加する場合には、認定基準その他の法令に適合していることが当然に求められ、特に留学のための課程について収容定員数を増加する場合には、認定基準第 34 条に規定する生徒が在留を継続するための支援体制が適正であることが、在籍管理の実績から確認できることが必要であること。

(12) 収容定員数と実員の関係について（第 24 条第 5 項関係）

収容定員数については、留学のための課程、就労のための課程及び生活のための課程の

3つの目的ごとに、原則としてその数を超えて生徒を受け入れてはならないものの、例えば、留学のための課程として修業期間が1年の課程と2年の課程を設置した場合、当該両課程を合計した収容定員数の範囲内であれば、当該各課程の収容定員数を超えて生徒を受け入れることは問題ないこと。

(13) 同時に授業を行う生徒の数の特例について（第24条第6項関係）

認定基準第24条第6項ただし書きに規定する同時に授業を行う生徒の数が20人を超えることができる講義の授業については、少なくとも、生徒の日本語能力がおおむねB1以上であるなど個別の指導の機会が減少しても独力で授業を理解する力があり、生徒の人数に対して認定基準第14条第3項に規定する最低面積以上の広さを有する教室において、授業時間の半分以上が生徒の設問への回答時間に充てられる等教員と生徒のコミュニケーションを必要とする機会が比較的少ないものに限定して認められるものであること。これらの要件を満たすとしても、日本語教育課程の中で本規定を使った授業を多用することは適切ではないこと。

(14) 緊急時のオンラインによる遠隔授業について（第25条第1項関係）

認定基準第25条第1項の授業は、同条第2項の場合を除き、対面で実施することを想定しているが、感染症の拡大や災害等の対応のため、一時的に緊急対応としてオンラインによる遠隔授業を実施することは可能であること。ただし、この場合には同条第2項に準じる必要があること。

(15) 海外に所在する外国人に対するオンラインでの日本語教育について（第25条第1項関係）

認定に係る日本語教育課程以外の業務としてであれば、認定基準によらずオンラインによる遠隔授業を実施することは、当然に認められること。この中には、海外に所在する外国人（来日前の留学希望者等）に対してオンラインで実施する日本語教育も含まれること。

(16) 校舎以外の場所で恒常的に履修させることができる授業について（第25条第4項関係）

認定基準第25条第4項に規定する校舎以外の場所で恒常的に授業を履修させる場合は、例えば、就労のための課程を企業と連携して実施する場合に、当該企業の会議室で授業を履修させることや、生活のための課程を市町村と連携して実施する場合に、当該市町村に所在する公民館等で授業を履修させることを想定したものであること。

(17) 留学のための課程の入学者の募集について（第26条関係）

留学のための課程において入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対し、次の事項について適切かつ正確に伝える必要があること。

- ①日本語教育課程の目的及び目標
- ②入学金、授業料、教材費、施設・設備費等名目の如何を問わず生徒が支払いを求められる費用の種類、金額、支払い時期、支払い方法及び返還のルール
- ③校舎の所在地、概要及び立地条件
- ④機関の設置者の種別（法人（法人種別）又は個人）、沿革及び実績
- ⑤入学の条件及び入学者選抜の方法
- ⑥寄宿舎の有無並びにその概要及び利用料

- ⑦資格外活動のルール等在留資格に関する一般的注意事項
- ⑧在学中の一般的な生活費用
- ⑨その他入学希望者の参考となる情報

(18) 在留を継続するための支援体制について（第 34 条関係）

「生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制」については、留学生の在籍管理について、関連する業務が適正に実施できる体制が整備されている必要があること。

第 5 告示の概要及び留意事項

1 概要

(1) 校地及び校舎を自己所有と同等と認める場合（第 1 条・第 2 条関係）

認定基準第 12 条第 2 項又は第 13 条第 4 項に規定する、校地又は校舎が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合について定めること。

(2) 留学のための課程の修業期間に係る特別の事情（第 3 条関係）

認定基準第 17 条第 1 項の規定により留学のための課程の修業期間を 6 月以上とすることができる場合について定めること。

(3) 授業の方法（第 4 条関係）

認定基準第 25 条第 2 項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を履修させる場合及び同条第 4 項の規定により他の者と連携して校舎以外の場所で恒常的に履修させる場合について所要の規定を設けること。

(4) 附則

施行期日を定めること。

2 留意事項

(1) 校地及び校舎に係る負担について（第 1 条及び第 2 条関係）

第 1 条第 1 号及び第 2 条第 1 号に規定する「負担付きであることにやむを得ない事情があること」については、負担付きでない校地や校舎、又はこれらを取得するための資金を直ちに準備することができず、設置者による借入金により校地や校舎を取得する場合、当該借入れに伴ってこれを保証するため抵当権等の負担が附く場合を指すこと。この場合において、当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校地や校舎が負担付きでなくなるものである必要があること。このため、校地や校舎の取得とは関係のない負担や、関係があったとしても設置者による借入金以外に係る負担は認められないこと。

(2) 修業期間の特例の要件について（第 3 条関係）

当該課程が目標とする日本語能力をはじめ、当該課程で習得させることとしている知識・技能を身に付けさせ、短期間で当該課程の目的が達成されるために十分な教育内容となっている必要があること。「生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援

を行うための体制」については、留学生の在籍管理に関し、関連する業務が適正に実施できる体制が整備されている必要があること。

【添付資料】

- ・(別添1) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
- ・(別添2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令
- ・(別添3) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則
- ・(別添4) 認定日本語教育機関認定基準
- ・(別添5) 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件
- ・日本語教育機関認定法の概要

条文等の関係資料は下記ウェブサイトにも掲載しております。

URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/

【本件連絡先】

文化庁国語課

Email: nihongo@mext.go.jp

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 日本語教育機関の認定（第二条―第十六条）

第三章 認定日本語教育機関の教員の資格

第一節 登録日本語教員（第十七条―第二十一条）

第二節 日本語教員試験（第二十二条―第二十六条）

第三節 実践研修（第二十七条）

第四節 指定試験機関（第二十八条―第四十四条）

第五節 登録実践研修機関（第四十五条―第六十条）

第六節 登録日本語教員養成機関（第六十一条―第六十六条）

第四章 罰則（第六十七条―第七十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育（以下「日本語教育」という。）を行うことを目的とした課程（以下「日本語教育課程」という。）を置く教育機関（以下「日本語教育機関」という。）のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的とする。

第二章 日本語教育機関の認定

(認定)

第二条 日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとする日本語教育機関の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 認定を受けようとする日本語教育機関の名称及び所在地

三 その他文部科学省令で定める事項

3 文部科学大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、認定をするものとする。

一 認定を受けようとする日本語教育機関の設置者が、イ又はロに掲げるもののいずれかであること。

イ 国、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方公共団体又は

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ロ (1)から(3)までのいずれにも該当するもの（イに掲げるものを除く。）

(1) 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 日本語教育機関を経営するために必要な知識又は経験を有すること（法人にあつては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、当該知識又は経験を有すること。）。

(3) 社会的信望を有すること（法人にあつては、認定を受けようとする日本語教育機関の経営を担当する役員が、社会的信望を有する者であること。）。

二 認定を受けようとする日本語教育機関が、次に掲げる事項について文部科学省令で定める基準に適合すること。

イ 日本語教育課程を担当する教員及び職員の体制

ロ 施設及び設備

ハ 日本語教育課程の編成及び実施の方法

ニ 日本語に通じない生徒が我が国において学習を継続するために必要な学習上及び生活上の支援のた

めの体制

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第十四条第一項又は第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 文部科学大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、第二項第一号及び第二号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により、日本語及び複数の外国語で公表するものとする。

（情報の公表）

第三条 認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の設置者は、日本語教育課程の授業科目及びその内容、生徒、教員及び職員の数、授業料その他の当該認定日本語教育機関における学習の環境に関する基本的な情報として文部科学省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により、日本語で公表しなければならない。

2 認定日本語教育機関の設置者は、前項の規定による公表を複数の外国語で行うよう努めなければならない。

い。

（名称の使用制限）

第四条 何人も、認定日本語教育機関でないものについて、認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（認定日本語教育機関の表示）

第五条 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他の文部科学省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、文部科学大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付しては

ならない。

(変更の届出等)

第六条 認定日本語教育機関の設置者は、第二条第二項各号に掲げる事項を変更するときは、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、第二条第五項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により、日本語及び複数の外国語で公表するものとする。

(認定日本語教育機関の教員)

第七条 認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、第十七条第一項の登録を受けた者でなければならない。

(日本語教育の実施状況に関する評価等)

第八条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の

方法により、日本語で公表しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(定期報告)

第九条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(帳簿の備付け等)

第十条 認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関の運営状況について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収)

第十一条 文部科学大臣は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を確保するため

に必要な限度において、認定日本語教育機関の設置者に対し、日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び命令)

第十二条 文部科学大臣は、認定日本語教育機関が第二条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定日本語教育機関の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出等)

第十三条 認定日本語教育機関の設置者は、当該認定日本語教育機関を廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その廃止しようとする日（以下この条において「廃止の日」という。）の六十日前までに、その旨及び廃止の日を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨及び廃止の日をインターネットの利用その他の方法により、日本語及び複数の外国語で公表するものとする。

3 認定は、廃止の日として第一項の規定により届け出られた日以後は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第十四条 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

一 偽りその他の不正の手段により認定を受けたとき。

二 第二条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項又は第十条の規定に違反したとき。

二 第七条の規定に違反して、第十七条第一項の登録を受けた者以外の者に認定日本語教育機関の日本語

教育課程を担当させたとき。

三 第十一条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

3 文部科学大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により、日本語及び複数の外国語で公表するものとする。

(審議会等の意見の聴取等)

第十五条 文部科学大臣は、第二条第三項第二号の文部科学省令を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

2 前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、同項の政令で定める審議会等の意見を聴くものとする。

一 認定をするとき又は前条第二項の規定により認定を取り消すとき。

二 第十二条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令をするとき。

(関係行政機関の長との協力)

第十六条 文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第三章 認定日本語教育機関の教員の資格

第一節 登録日本語教員

(登録)

第十七条 日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下この章において同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下この章において同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録（以下この節において「登録」という。）を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又

は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者

3 実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者として文部科学省令で定める要件に該当する者は、
第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

4 登録は、文部科学大臣が、日本語教員登録簿に氏名、生年月日その他の文部科学省令で定める事項を記載してするものとする。

5 日本語教員登録簿は、文部科学省に備える。

(登録証)

第十八条 文部科学大臣は、登録をしたときは、登録を受けた者（以下この節において「登録日本語教員」という。）に前条第四項に規定する事項を記載した登録証を交付する。

2 登録日本語教員が登録証を亡失し、又は登録証が滅失したときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

(登録事項の変更の届出等)

第十九条 登録日本語教員は、第十七条第四項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 登録日本語教員は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録等の手数料)

第二十条 登録を受けようとする者又は登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を国に納付しなければならない。

(登録の取消し)

第二十一条 文部科学大臣は、登録日本語教員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十七条第二項第一号に該当するに至つたとき。

2 文部科学大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その登録を消除するものとする。

3 第一項の規定により登録を取り消された者は、その取消しの日から三十日以内に、文部科学大臣に登録証を返納しなければならない。

第二節 日本語教員試験

(日本語教員試験の内容等)

第二十二条 日本語教員試験においては、基礎試験及び応用試験を行うものとし、基礎試験にあつては日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を有するかどうか、応用試験にあつては日本語教育を行うために必要な知識及び技能のうち応用に関するものを有するかどうかを判定するものとする。

2 日本語教員試験は、毎年一回以上、文部科学大臣が行う。

(試験の免除)

第二十三条 次の各号に掲げる者に対しては、その申請により、当該各号に定める試験を免除する。

一 文部科学大臣の登録を受けた者が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程（第六節において「養成課程」という。）を修了した者又は基礎試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することを示す資格として文部科学省令で定めるものを有する者 基礎

試験

二 応用試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有することを示す資格として文部科学省令で定めるものを有する者 応用試験

(受験の停止等)

第二十四条 文部科学大臣は、日本語教員試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその日本語教員試験を無効とすることができる。

(手数料)

第二十五条 日本語教員試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納付しなければならない。

(文部科学省令への委任)

第二十六条 この節に定めるもののほか、基礎試験及び応用試験の科目、受験手続その他の日本語教員試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三節 実践研修

第二十七条 実践研修は、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得することを目的として、文部科学省令で定める科目について、文部科学大臣が行う。

2 実践研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならぬ。

3 前二項に定めるもののほか、受講手続その他の実践研修に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四節 指定試験機関

(指定試験機関による試験事務の実施等)

第二十八条 文部科学大臣は、その指定する者（以下この節において「指定試験機関」という。）に、日本語教員試験の実施に関する事務（以下この節並びに第六十八条、第六十九条及び第七十一条第四号において「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関は、試験事務の実施に関し第二十四条に規定する文部科学大臣の職権を行うことができる。

3 文部科学大臣は、第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わない

ものとする。

(指定の手續及び要件)

第二十九条 前条第一項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

二 その他文部科学省令で定める事項

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 指定を受けようとする者が、前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

三 指定を受けようとする者が試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正となるおそれがないこと。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者

二 第四十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ロ 第三十一条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して五年を経過しない者

ハ 第四十条第一項又は第二項の規定による取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しを受けた法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの

5 文部科学大臣は、指定をしたときは、第二項第一号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を官報で公示するものとする。

(変更の届出等)

第三十条 指定試験機関は、前条第二項各号に掲げる事項を変更するときは、文部科学省令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前条第五項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(役員を選任及び解任)

第三十一条 指定試験機関の役員を選任及び解任は、文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣は、指定試験機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは第三十四条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(試験委員)

第三十二条 指定試験機関は、日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、文部科学省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任しなければならない。
い。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から二週間以内に、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。試験委員を変更したときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第三十三条 指定試験機関の役員若しくは職員（試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職に

あつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

- 第三十四条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下この条及び第四十条第二項第四号において「試験事務規程」という。）を定め、試験事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 試験事務規程には、日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の基準その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

- 3 文部科学大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画書の認可等）

- 第三十五条 指定試験機関は、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、事業計画書及び収支予算

書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十六条 指定試験機関は、試験事務について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第三十七条 文部科学大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、指定試験機関に対し、試験事務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所その他必要な場所に立ち入り、試験事務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

は、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十八条 文部科学大臣は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(試験事務の休廃止)

第三十九条 指定試験機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 文部科学大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により試験事務の全部の廃止を許可したときは、指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第四十条 文部科学大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すも

のとする。

一 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

二 第二十九条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 文部科学大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十九条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

二 第三十条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十五条、第三十六条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条第二項（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第四十二条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(文部科学大臣による試験事務の実施等)

第四十一条 文部科学大臣は、指定試験機関が第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第三十九条第一項の規定により試験事

務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、文部科学省令で定める。

(指定等の条件)

第四十二条 文部科学大臣は、指定、第三十一条第一項、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項の認可又は第三十九条第一項の許可（次項において「指定等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、指定等に係る事項の適正かつ確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第四十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(手数料)

第四十四条 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関が行う日本語教員試験を受けようとする者は、第二十五条の規定にかかわらず、同条の政令で定める額の手数を指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、指定試験機関の収入とする。

第五節 登録実践研修機関

(登録実践研修機関による研修事務の実施等)

第四十五条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下この節において「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下この節並びに第六十九条及び第七十一条第四号において「研修事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により登録実践研修機関に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、当該研修事務の全部又は一部を行わないものとする。

(登録の方法及び要件)

第四十六条 前条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、研修事務を行おうとする者の

申請により行う。

2 登録を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）

二 その他文部科学省令で定める事項

3 文部科学大臣は、登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をするものとする。

一 登録を受けようとする者が実施する実践研修が、第二十七条第一項の文部科学省令で定める科目について行われるものであること。

二 登録を受けようとする者が実施する実践研修における前号の科目の指導時間数が、文部科学省令で定める時間数以上であること。

三 登録を受けようとする者が実施する実践研修における第一号の科目の指導が、当該科目の指導を行うために必要な資格及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者により行われること。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第五十八条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

5 登録は、文部科学大臣が、登録実践研修機関登録簿に第二項第一号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を記載してするものとする。

6 文部科学大臣は、登録をしたときは、前項に規定する事項（文部科学省令で定めるものを除く。）を官

報で公示するものとする。

(変更の届出等)

第四十七条 登録実践研修機関は、前条第五項に規定する事項を変更するときは、文部科学省令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前条第六項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(役員を選任及び解任)

第四十八条 登録実践研修機関が法人である場合において、その役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(研修事務規程)

第四十九条 登録実践研修機関は、研修事務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「研修事務規程」という。）を定め、研修事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 研修事務規程には、実践研修の実施の方法その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(研修事務の実施に係る義務)

第五十条 登録実践研修機関は、研修事務を、公正に、かつ、前条第一項の認可を受けた研修事務規程に従って実施しなければならない。

(定期報告)

第五十一条 登録実践研修機関は、研修事務の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(財務諸表等の作成、備置き及び閲覧等)

第五十二条 登録実践研修機関は、毎事業年度、当該事業年度の終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書

(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、これに文部科学省令で定める事項を記載し、又は記録し、五年間事務所に備え置かなければならない。

2 実践研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録実践研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該登録実践研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を登録実践研修機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電

気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
(帳簿の備付け等)

第五十三条 登録実践研修機関は、研修事務について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第五十四条 文部科学大臣は、研修事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、登録実践研修機関に対し、研修事務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、登録実践研修機関の事務所その他必要な場所に立ち入り、研修事務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適合命令)

第五十五条 文部科学大臣は、登録実践研修機関が実施する実践研修が第四十六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録実践研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十六条 文部科学大臣は、登録実践研修機関が実施する研修事務が第五十条の規定に違反していると認めるときは、当該登録実践研修機関に対し、その研修事務の実施の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(研修事務の休廃止)

第五十七条 登録実践研修機関は、文部科学大臣の許可を受けなければ、研修事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 文部科学大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により研修事務の全部の廃止を許可したときは、当該登録実践研修機関の

登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第五十八条 文部科学大臣は、登録実践研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第四十六条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 文部科学大臣は、登録実践研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十七条第一項、第四十八条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第四十九条第三項、第五十五条又は第五十六条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十二条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第五十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは

虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は研修事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示するものとする。

(文部科学大臣による研修事務の実施等)

第五十九条 文部科学大臣は、登録実践研修機関が第五十七条第一項の許可を受けて研修事務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき、前条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、若しくは登録実践研修機関に対し研修事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録実践研修機関が天災その他の事由により研修事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があるとき、研修事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により研修事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた研修事務の全部若しくは一部を行わないこととするときは、その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により研修事務を行うこととした場合における研修事務の引継ぎその他の必要な事項は、文部科学省令で定める。

(手数料)

第六十条 登録実践研修機関が研修事務を行う場合においては、登録実践研修機関が行う実践研修を受けようとする者は、第二十七条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより登録実践研修機関が文部科学大臣の認可を受けて定める額の手数を当該登録実践研修機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、当該登録実践研修機関の収入とする。

第六節 登録日本語教員養成機関

(登録)

第六十一条 養成課程を実施しようとする者は、申請により、第二十三条第一号の登録（以下この節において「登録」という。）を受けることができる。

(登録の方法及び要件)

第六十二条 登録を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 その他文部科学省令で定める事項

2 文部科学大臣は、登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、登録をするものとする。

一 登録を受けようとする者が実施する養成課程が、日本語教育についての基礎的な知識及び技能の習得に必要な科目として文部科学省令で定めるものを含むものであること。

二 登録を受けようとする者が実施する養成課程に含まれる前号の科目の授業時間数が、文部科学省令で定める時間数以上であること。

三 登録を受けようとする者が実施する養成課程に含まれる第一号の科目の授業が、当該科目の教授を行うために必要な資格として文部科学省令で定めるものを有する者により行われること。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第六十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者でその取消の日から五年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

4 登録は、文部科学大臣が、登録日本語教員養成機関登録簿に第一項第一号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を記載してするものとする。

5 文部科学大臣は、登録をしたときは、前項に規定する事項（文部科学省令で定めるものを除く。）を官報で公示するものとする。

（養成業務規程）

第六十三条 登録を受けた者（以下この節において「登録日本語教員養成機関」という。）は、養成課程の実施に関する規程（以下この条において「養成業務規程」という。）を定め、養成課程の実施に関する業務（以下この節並びに第六十九条及び第七十一条第四号において「養成業務」という。）の開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 養成業務規程には、養成課程の実施の方法、養成課程に関する料金その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による届出のあつた養成業務規程が養成業務の適正かつ確実な実施上不適当であり、又は不適當となつたと認めるときは、その養成業務規程を変更すべきことを命ずることができらる。

（養成業務の休廃止）

第六十四条 登録日本語教員養成機関は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その休止し、又は廃止しようとする日（以下この項及び次項において「休止又は廃止の日」という。）の三十日前までに、その旨及び休止又は廃止の日を文部科学大臣

に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨及び休止又は廃止の日を官報で公示するものとする。

3 第一項の規定による養成業務の全部の廃止の届出があつたときは、当該登録日本語教員養成機関の登録は、その廃止しようとする日として届け出られた日以後は、その効力を失う。

(準用)

第六十五条 第四十七条、第四十八条及び第五十条から第五十六条までの規定は、登録日本語教員養成機関が養成業務を実施する場合について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前条第五項」とあるのは「第六十二条第四項」と、同条第二項中「前条第六項」とあるのは「第六十二条第五項」と、第五十条中「前条第一項の認可を受けた研修事務規程」とあるのは「第六十三条第一項の規定により届け出た同項に規定する養成業務規程」と、第五十二条第二項中「実践研修を受けよう」とあるのは「養成課程を履修しよう」と、第五十五条中「第四十六条第三項各号」とあるのは「第六十二条第二項各号」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第六十六条 文部科学大臣は、登録日本語教員養成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第六十二条第三項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 文部科学大臣は、登録日本語教員養成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条第三項又は前条において準用する第五十五条若しくは第五十六条の規定による命令に違反したとき。

二 第六十四条第一項又は前条において準用する第四十七条第一項、第四十八条、第五十一条、第五十二条第一項若しくは第五十三条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条において準用する第五十二条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 前条において準用する第五十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽

の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 文部科学大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は養成業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示するものとする。

第四章 罰則

第六十七条 偽りその他不正の手段により第二条第一項の認定を受けたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第四十条第二項、第五十八条第二項又は第六十六条第二項の規定による試験事務、研修事務又は養成業務の全部又は一部の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処す

る。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第十一条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条又は第五条第二項の規定に違反したとき。

二 第三十六条又は第五十三条（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三 第三十七条第一項又は第五十四条第一項（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職

員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第三十九条第一項若しくは第五十七条第一項の許可を受けないで、又は第六十四条第一項の規定による届出をしないで、試験事務、研修事務又は養成業務の全部を廃止したとき。

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金を科する。

第七十三条 第五十二条第一項（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を作成せず、財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに第五十二条第二項（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第七十四条 第二十一条第三項の規定に違反して登録証を返納しなかった者は、十万円以下の過料に処す

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(認定日本語教育機関の教員に関する経過措置)

第二条 令和十一年三月三十一日までの間における第七条及び第十四条第二項の規定の適用については、第七条中「受けた者」とあるのは「受けた者又はこれに準ずるものとして文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有する者」と、同項第二号中「受けた者」とあるのは「受けた者及び第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験を有する者」とする。

(刑法等改正法の施行の日の前日までの間における経過措置)

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。次項において「刑法等改正法」という。）の施行の日の前日までの間における第二条第四項、第十七条第二項、第二十九条第四項、第四十六

条第四項及び第六十二条第三項の規定の適用については、第二条第四項第一号、第十七条第二項第一号、第二十九条第四項第三号イ、第四十六条第四項第一号及び第六十二条第三項第一号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

2 刑法等改正法の施行の日の前日までの間における第六十七条から第六十九条までの規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法等改正法の施行の日以後における同日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法の一部改正)

第六条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第三十六号」を削る。

政令第三百二十七号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令

内閣は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条第一項、第二十条、第二十五条、第二十七条第二項、第六十条及び附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（登録日本語教員に係る登録等の手数料）

第二条 法第二十条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 法第十七条第一項の登録を受けようとする者 四千四百円
- 二 登録証の再交付又は訂正を受けようとする者 二千五百円

(日本語教員試験の手数料)

第三条 法第二十五条の政令で定める手数料の額は、一万八千九百円(法第二十三条の規定により、基礎試験及び応用試験が免除される場合にあつては五千九百円、これらのうちいずれかの試験が免除される場合にあつては一万七千三百円)とする。

(文部科学大臣が行う実践研修の手数料)

第四条 法第二十七条第二項の政令で定める手数料の額は、五万九百円とする。

(登録実践研修機関が行う実践研修に係る手数料の額の認可)

第五条 法第六十条の認可(以下この条において「認可」という。)を受けようとする登録実践研修機関は、認可を受けようとする手数料の額(認可を受けた手数料の額を変更しようとする場合にあつては、当該変更しようとする手数料の額)並びに研修事務の実施に要する費用の額及びその内訳その他の当該手数料の額を算定するために必要な事項として文部科学省令で定めるものを記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、認可をしてはならない。

- 一 手数料の額が当該研修事務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
- 二 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 文部科学大臣は、法第二条第三項第二号の文部科学省令を制定するために、法の施行の日前において、法第十五条第一項の規定の例により、法務大臣に協議し、及び中央教育審議会の意見を聴くことができる。

(文部科学省組織令及び中央教育審議会令の一部改正)

- 3 次に掲げる政令の規定中「及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）」を「、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第十五条」に改める。

一 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第七十六条第一項第五号

二 中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第五条第一項の表生涯学習分科会の項第五号

○文部科学省令第三十九号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（令和五年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣 盛山 正仁

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則

目次

第一章 認定日本語教育機関の認定（第一条―第十三条）

第二章 認定日本語教育機関の教員の資格

第一節 登録日本語教員（第十四条―第二十条）

第二節 日本語教員試験（第二十一条―第二十七条）

第三節 実践研修（第二十八条―第三十二条）

第四節 指定試験機関（第三十三条―第四十八条）

第五節 登録実践研修機関（第四十九条―第六十五条）

第六節 登録日本語教員養成機関（第六十六条―第七十四条）

第七節 雑則（第七十五条）

附則

第一章 認定日本語教育機関の認定

（認定の申請）

第一条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。ただし、設置者が同条第三項第一号イに掲げるもの（国及び地方公共団体を除く。）である場合には第一号イ及び第三号から第五号までに掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。

- 一 設置者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - イ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 二 設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 設置者の資産及び負債の状況を示す書類
- 四 事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 五 認定（法第二条第一項の認定をいう。以下同じ。）に係る日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の実施以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 教員及び職員の体制並びに校長（副校長を置く日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。以下同じ。）にあつては、副校長を含む。第三項において同じ。）、「教員、事務を統括する職員及び留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下同じ。）を置く日本語教育機関にあつては生活指導担当者

の資格及び経歴を記載した書類

七 校地、校舎その他直接日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）の用に供する土地及び建物（第五条において「校地校舎等」という。）の概要を記載した書類及び図面並びに当該土地及び建物の登記事項証明書その他の当該土地及び建物に関する権利関係を示す書類

八 設備の概要を記載した書類

九 日本語教育課程の内容及び修了要件並びに学習の評価方法を記載した書類

十 教材の一覧表

十一 入学者の募集及び選考に関する書類

十二 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要を記載した書類

十三 その他文部科学大臣が必要と認める書類

2 文部科学大臣は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 法第二条第二項第三号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かな

い日本語教育機関にあつては、第八号に掲げる事項を除く。）。

一 日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

二 校長

三 教員の体制

四 事務を統括する職員

五 校地及び校舎

六 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数

七 授業料その他の日本語教育機関が徴収する費用

八 生活指導担当者

九 学則

(学則)

第二条 前条第三項第九号の学則中には、少なくとも、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない日本語教育機関にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 二 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 三 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項
- 四 収容定員に関する事項
- 五 教員及び職員の体制に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収及び返還に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎を置く場合には、寄宿舎に関する事項
- 十 健康診断に関する事項

(認定の公表)

第三条 法第二条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けた日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地)

- 二 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
- 三 認定を受けた日本語教育機関の基本理念、目的及び目標
- 四 認定の年月日
- 五 教員及び職員の体制の概要
- 六 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
- 七 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用
- 八 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

(認定日本語教育機関による情報の公表)

第四条 法第三条第一項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 認定日本語教育機関の名称及び所在地

三 日本語教育課程の授業科目及びその内容

四 生徒、教員及び職員の数

五 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用

六 学則

2 認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表を行うに当たっては、当該情報について、当該認定日本語教育機関を他の認定日本語教育機関と混同するおそれのある表示その他の誤解を生じさせる表示又は虚偽の表示をしてはならない。

(認定日本語教育機関の表示)

第五条 法第五条第一項の文部科学省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 生徒、教員又は職員の募集の広告又は文書

二 認定日本語教育機関の広告

三 宣伝用物品

四 認定日本語教育機関の校地校舎等

五 インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報

2 認定日本語教育機関は、認定に係る日本語教育課程の実施その他の法に基づく業務以外の業務について、認定を受けたものと誤解を生じさせる表示をしてはならない。

(変更の届出)

第六条 法第六条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

一 当該届出に係る認定日本語教育機関の名称及び所在地

二 変更の内容及び理由

三 変更の年月日

2 法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、日本語教育課程の新設又は収容定員数の変更に係る変更の届出にあつては、前項の届出書には、当該新設又は収容定員数の変更をする日本語教育課程に係る第一条第一項第六号から第十三号までに掲げる書類を添付しなければならない。

3 法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、日本語教育課程の新設又は収容定員数の変更に係る変

更の届出以外の届出にあつては、第一項の届出書には、第一条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(点検及び評価)

第七条 認定日本語教育機関は、法第八条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、次に掲げる項目を設定するとともに、毎年一回以上、適当な体制を整えて行わなければならない。

- 一 認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること。
- 二 教員及び職員の組織運営に関すること。
- 三 施設及び設備に関すること。
- 四 日本語教育課程の編成及び実施に関すること。
- 五 卒業の認定及び学習の成果に関すること。
- 六 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること。
- 七 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- 八 財務に関すること。

(第三者評価)

第八条 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、法第八条第一項の点検及び評価に加え、当該認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、定期的に、日本語教育について相
当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(定期報告)

第九条 法第九条第一項の報告は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあつては、第九号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に提出
することにより行わなければならない。

- 一 設置者が法第二条第三項第一号ロに掲げるものである場合には、その収支並びに資産及び負債の状況
- 二 教員及び職員の体制の整備状況
- 三 施設及び設備の整備状況
- 四 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
- 五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六 入学者の数及び在学する生徒の数

七 生徒の授業への出席率

八 卒業した者の数並びに退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語を理解し、使用する能力を習得した者の数

九 進学者の数、就職者の数その他進学及び就職の状況

十 学習の成果（卒業時における生徒の日本語を理解し、使用する能力に関することを含む。）、これに係る評価の実施及び日本語教育課程の修了の要件の策定の状況

（帳簿の記載事項等）

第十条 法第十条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする（留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあつては、第七号に掲げる事項を除く。）。

一 日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況

二 教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表

三 生徒の学習の状況の記録及び出席状況

- 四 入学者の募集、選考及び成績考査に関する事項
- 五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
- 六 資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項
- 七 生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況

2 法第十条の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。ただし、前項第三号の生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から二十年間とする。

(廃止の届出)

第十一条 法第十三条第一項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によってしなければならない。

- 一 廃止しようとする認定日本語教育機関の名称及び所在地
- 二 廃止しようとする年月日

三 廃止しようとする理由

(法務大臣との協議等)

第十二条 次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、法務大臣に協議するものとする。

一 留学のための課程を置く日本語教育機関について、認定をするとき。

二 留学のための課程を置く認定日本語教育機関について、法第十四条第二項の規定により認定を取り消すとき。

2 文部科学大臣は、法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、留学のための課程の新設、廃止又は収容定員数の変更に係るものがあつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

3 文部科学大臣は、留学のための課程を置く認定日本語教育機関に係る法第十三条第一項の規定による廃止の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

(関係行政機関の長との協力等)

第十三条 文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長に対し、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施に関し必要な情報の提供を行うことができる。

2 文部科学大臣は、法務大臣に対し、認定及び第六条第二項の変更の届出（留学のための課程に係るものに限る。）に係る事実の確認に関し必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 文部科学大臣は、法務大臣その他の関係行政機関の長から、認定日本語教育機関が法第二条第三項各号のいずれかに適合しなくなった旨の情報の提供を受けたときは、当該認定日本語教育機関に対し、速やかに、法第十一条の規定による報告又は資料の提供を求めるとともに、その結果を踏まえ、当該関係行政機関の長と連携協力して、必要があると認めるときは、法第十二条第一項の規定による勧告その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 認定日本語教育機関の教員の資格

第一節 登録日本語教員

（登録日本語教員の登録の申請）

第十四条 法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）第三十条の四十五に規定する国籍等。以下同じ。）

四 日本語教員試験（法第十七条第一項に規定する日本語教員試験をいう。以下同じ。）に合格した年月日及び合格証書の番号

五 実践研修（法第十七条第一項の実践研修をいう。以下同じ。）を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあつては、その旨）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者（第十八条において「中长期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（第十八条において「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限

る。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。）

二 日本語教員試験の合格証書の写し

三 実践研修の修了証書の写し（法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者にあつては、修了証書の写しに代えて、次条の要件に該当することを証する書類）

（実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者）

第十五条 法第十七条第三項の文部科学省令で定める要件は、外国の大学（これに準ずる教育機関を含む。以下同じ。）であつて文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修を修了した者であることとする。

（登録日本語教員登録簿の記載事項）

第十六条 法第十七条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 本籍地都道府県名

四 登録番号及び登録年月日

五 日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号

六 実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（法第十七条第三項の規定の適用を受けた者にあつては、その旨）

（登録証再交付の申請等）

第十七条 法第十八条第二項の規定による登録証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えてしなければならない。

一 氏名及び住所

二 生年月日

三 本籍地都道府県名

四 登録番号及び登録年月日

五 登録証を亡失し、又は登録証が滅失した事情

2 登録日本語教員（法第十八条第一項に規定する登録日本語教員をいう。以下同じ。）は、前項の申請をした後、失った登録証を発見したときは、速やかにこれを文部科学大臣に返納しなければならない。

（変更の届出）

第十八条 法第十九条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍の謄本又は抄本（中长期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）及び法第十九条第一項の規定による届出の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び法第十九条第一項の規定による届出の事由を証する書類とする。）を添えてしなければならない。

一 当該届出に係る登録日本語教員の氏名、生年月日及び本籍地都道府県名

二 変更の内容及び理由

三 変更の年月日

（日本語教員登録簿の登録の訂正等）

第十九条 文部科学大臣は、法第十九条第一項の規定による変更の届出があつたとき又は法第二十一条第一項の規定により登録日本語教員の登録を取り消したときは、日本語教員登録簿の当該登録日本語教員に関する登録を訂正し又は消除するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を登録日本語教員登録簿に記載するものとする。

(登録等の手数料の納付)

第二十条 法第二十条の手数料は、第十四条第一項の申請書、第十七条第一項の申請書又は第十八条の届出書に収入印紙を貼って納めなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、これを返還しない。

第二節 日本語教員試験

(試験の免除)

第二十一条 法第二十三条第一号の文部科学省令で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- 一 免除を受けようとする基礎試験が行われる日以前に行われた日本語教員試験の基礎試験の合格
- 二 外国の大学であつて文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育を行うために必要な基

礎的な知識及び技能を習得させるための課程の修了

2 法第二十三条第二号の文部科学省令で定める資格は、別にこれを定める。

(試験の期日等の公表)

第二十二条 文部科学大臣（指定試験機関（法第二十八条第一項に規定する指定試験機関をいう。以下この節及び第四節において同じ。）が試験事務（法第二十八条第一項に規定する試験事務をいう。第四節において同じ。）を行う場合には、指定試験機関。第二十五条及び第二十七条において同じ。）は、日本語教員試験の期日及び場所並びに日本語教員試験申込書の提出期限その他必要な事項について、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

(試験の実施方法等)

第二十三条 日本語教員試験は、筆記の方法により行う。

2 基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。

3 応用試験の合格者の判定は、その回の日本語教員試験における基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行うものとする。

(試験の科目)

第二十四条 基礎試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 社会・文化・地域基礎に関する科目
 - 二 言語と社会基礎に関する科目
 - 三 言語と心理基礎に関する科目
 - 四 言語と教育基礎に関する科目
 - 五 言語基礎に関する科目
- 2 応用試験は、次に掲げる科目について行う。
- 一 社会・文化・地域応用に関する科目
 - 二 言語と社会応用に関する科目
 - 三 言語と心理応用に関する科目
 - 四 言語と教育応用に関する科目
 - 五 言語応用に関する科目

六 前各号に掲げる科目に関する知識及び技能に係る総合的な能力に関する科目

(試験の受験手続)

第二十五条 日本語教員試験を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した日本語教員試験受験申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 生年月日

三 本籍地都道府県名

四 その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 前項の場合において、法第二十三条の規定による基礎試験又は応用試験の免除を受けようとする者は、同項の日本語教員試験受験申込書に同条第一号又は第二号の資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(受験手数料の納付)

第二十六条 法第二十五条の手料金は、国に納付する場合には前条第一項の日本語教員試験受験申込書に当

該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、指定試験機関に納付する場合には試験事務規程（法第三十四条第一項に規定する試験事務規程をいう。第四十条第一項において同じ。）で定めるところにより納付しなければならない。

（合格証書の交付等）

第二十七条 文部科学大臣は、日本語教員試験に合格した者に対し、合格証書を交付するものとする。

2 文部科学大臣は、基礎試験に合格した者（前項の規定により合格証書の交付を受ける者を除く。）に対し、基礎試験合格証明書を交付するものとする。

3 合格証書又は基礎試験合格証明書の交付を受けた者は、合格証書若しくは基礎試験合格証明書を亡失し、又は合格証書若しくは基礎試験合格証明書が滅失したときは、文部科学大臣に申請をして、その再交付を受けることができる。

4 前項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを添えてしなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 生年月日

三 本籍地都道府県名

四 合格した日本語教員試験の受験番号及び受験年月日

五 合格証書若しくは基礎試験合格証明書を亡失し、又は合格証書若しくは基礎試験合格証明書が滅失した事情

第三節 実践研修

(実践研修の科目)

第二十八条 法第二十七条第一項の文部科学省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 オリエンテーションに関する科目

二 授業見学に関する科目

三 授業準備に関する科目

四 模擬授業に関する科目

五 教壇実習に関する科目

六 実践研修全体総括に関する科目

(実践研修の受講資格)

第二十九条 実践研修を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 受けようとする実践研修が開始される日以前に行われた日本語教員試験の基礎試験に合格した者

二 養成課程（法第二十三条第一号に規定する養成課程をいう。第六節において同じ。）又は第二十一条

第一項第二号の規定により文部科学大臣が指定する外国の大学が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程を修了した者及び修了する見込みの者

三 法第二十三条第一号の文部科学省令で定める資格を有する者

(実践研修の受講手続)

第三十条 実践研修を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した実践研修受講申込書を文部科学大臣（登録実践研修機関（法第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関をいう。以下同じ。）が実施する実践研修にあつては、当該登録実践研修機関。第四号及び第三十二条において同じ。）に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 生年月日

三 本籍地都道府県名

四 その他文部科学大臣が必要と認める事項

(受講手数料の納付)

第三十一条 法第二十七条第二項の手数料は、国に納付する場合には前条の実践研修受講申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、登録実践研修機関に納付する場合には研修事務規程(法第四十九条第一項に規定する研修事務規程をいう。第五十五条第一項において同じ。)で定めるところにより納付しなければならない。

(修了証書の交付)

第三十二条 文部科学大臣は、実践研修を修了した者に対し、様式第一により作成した修了証書を交付するものとする。

第四節 指定試験機関

(受験停止等の処分の報告)

第三十三条 指定試験機関は、法第二十八条第二項の規定により法第二十四条に規定する文部科学大臣の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。

- 一 処分の内容及び年月日
- 二 不正行為に関係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
- 三 不正行為のあった試験の種別及び年月日
- 四 不正行為の内容
- 五 その他参考となる事項

(指定の申請)

第三十四条 法第二十九条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

- 三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
- 四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 六 現に行っている業務の概要を記載した書類

2 法第二十九条第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
- 二 試験事務を開始しようとする年月日

(指定の公示)

第三十五条 法第二十九条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 二 指定をした年月日
- 三 試験事務の開始の年月日

(変更の届出)

第三十六条 法第三十条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(役員の選任等の認可の申請)

第三十七条 指定試験機関は、法第三十一条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 選任に係る役員の氏名及び経歴又は解任に係る役員の氏名

二 選任又は解任の理由

(試験委員の要件)

第三十八条 法第三十二条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。) (外

国の大学を含む。）において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

二 日本語教育又は試験に関する科目の研究により博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を授与された者

三 認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者

四 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

（試験委員の選任等の届出）

第三十九条 法第三十二条第三項の規定による試験委員の選任及び変更の届出は、次に掲げる事項を記載し

た届出書によって行わなければならない。

一 選任した試験委員の氏名及び経歴又は変更した試験委員の氏名

二 選任又は変更の理由

三 選任し、又は変更した年月日

(試験事務規程の認可の申請)

第四十条 指定試験機関は、法第三十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に試験事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第三十四条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 変更の内容及び理由
- 二 変更の年月日

(試験事務規程の記載事項)

第四十一条 法第三十四条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験事務の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 その他試験事務の実施に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第三十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第三十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(事業報告書等の提出)

第四十三条 指定試験機関は、法第三十五条第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験事務に関する帳簿の記載事項等)

第四十四条 法第三十六条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の
可否の別

四 試験科目ごとの成績

五 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

六 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、合格年月日

2 法第三十六条の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

(試験結果の報告)

第四十五条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文
部科学大臣に提出しなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験申込者の数

四 受験者の数

五 基礎試験及び日本語教員試験に合格した者の数

六 基礎試験及び日本語教員試験の合格年月日

2 前項の報告書には、日本語教員試験に合格した者の合格証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した合格者一覧表を添えなければならない。

(試験事務の休廃止の許可の申請)

第四十六条 指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合には、その期間

四 休止し、又は廃止しようとする理由

(指定試験機関の試験事務等の文部科学大臣への引継ぎ)

第四十七条 指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第四十条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消されたとき又は法第四十一条第一項の規定により文部科学大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

(文部科学大臣の試験事務等の指定試験機関への引継ぎ)

第四十八条 文部科学大臣は、法第四十一条第一項の規定により行っている試験事務を行わないこととする場合には、当該試験事務を終止する日以後において、前条第二号の規定により提出された帳簿及び書類を指定試験機関に返還するものとする。

2 文部科学大臣は、前項に規定する場合又は法第二十八条第一項の規定による指定により自ら行っていた

試験事務を行わないこととする場合には、試験事務の実施のために必要な帳簿及び書類を指定試験機関に送付するものとする。

第五節 登録実践研修機関

(登録実践研修機関の登録の申請)

第四十九条 法第四十六条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 登録（法第四十五条第一項の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第六十六条において「独立行政法人等」という。）である場合には、イに掲げる書類を除く。）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書

三 実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ 実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ 教壇実習を行う教育機関（第五十六条第四号において「教壇実習機関」という。）の概要

ハ 実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ニ その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 法第四十六条第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 研修事務（法第四十五条第一項に規定する研修事務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二 研修事務を開始しようとする年月日

（実践研修の時間数）

第五十条 法第四十六条第三項第二号の文部科学省令で定める時間数は、法第二十七第一項に規定する科目の合計で四十五単位時間（第二十八条第五号の教壇実習に関する科目二単位時間以上を含む。）とする。

この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。

(実践研修の指導者の要件)

第五十一条 法第四十六条第三項第三号の文部科学省令で定める資格及び経験は、次の各号のいずれかとする。

一 日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学の前期課程を修了した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位並びに外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。以下同じ。）を授与され、かつ、日本語教育に関する研究業績を有すること。

二 日本語教育に関する学科を専攻し、又は日本語教育に関する科目の研究により学士、修士又は博士の学位を授与され、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

三 登録日本語教員の登録を受け、かつ、大学その他の教育機関において登録日本語教員又は法第十七条

第一項の登録を受けることを希望する者を対象とした研修又は授業の業務に一年以上従事した経験を有すること。

四 登録日本語教員の登録を受け、かつ、認定日本語教育機関において三年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

(登録実践研修機関登録簿の記載事項)

第五十二条 法第四十六条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 研修事務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四 研修事務を開始する年月日

2 法第四十六条第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録実践研修機関の代表者の氏名とする。

(変更の届出)

第五十三条 法第四十七条第一項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。

- 一 変更の内容及び理由
- 二 変更の年月日

(役員を選任等の届出)

第五十四条 法第四十八条の規定による役員を選任及び解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

- 一 選任した役員の名及び経歴又は解任した役員の名
- 二 選任又は解任の理由

(研修事務規程の認可の申請)

第五十五条 登録実践研修機関は、法第四十九条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に研修事務規程を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録実践研修機関は、法第四十九条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 変更の内容及び理由
- 二 変更の年月日

(研修事務規程の記載事項)

第五十六条 法第四十九条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 研修事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 研修事務の実施体制に関する事項
- 三 研修事務を行う事務所に関する事項
- 四 教壇実習機関に関する事項
- 五 実践研修の日程及び公示方法に関する事項
- 六 実践研修の受講の申請に関する事項
- 七 実践研修の修了の要件に関する事項

八 修了証書の交付及び再交付に関する事項

九 手数料の収納及び返還の方法に関する事項

十 研修事務に係る経費の維持方法に関する事項

十一 研修事務の評価に関する事項

十二 研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

十三 法第五十二条第一項に規定する財務諸表等の作成、事務所への備置き及び同条第二項の規定による

閲覧等に関する事項（同項に規定する費用を含む。）

十四 研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

十五 不正な受講者の処分に関する事項

十六 その他研修事務の実施に関し必要な事項

（登録実践研修機関の報告）

第五十七条 登録実践研修機関は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大

臣に提出しなければならない。

- 一 実践研修を担当する指導者その他の職員の構成
- 二 施設及び設備
- 三 実践研修の実施内容
- 四 収支に関する事項
- 五 受講者の進路選択の支援その他の支援に関する事項

(事業報告書の作成)

第五十八条 登録実践研修機関は、法第五十二条第一項の事業報告書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 毎事業年度の実践研修の受講者の数
- 二 毎事業年度の実践研修の修了者の数及び修了時の成績
- 三 その他当該登録実践研修機関が必要と認める事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十九条 法第五十二条第二項第三号の文部科学省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙

面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第五十二条第二項第四号の文部科学省令で定める方法は、次に掲げるものうち、登録実践研修機関が定めるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録実践研修機関（ロにおいて「送信者」という。）の使用に係る電子計算機と電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者（以下この号及び次項において「受信者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(研修事務に関する帳簿の記載事項等)

第六十条 法第五十三条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 受講者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所

二 受講者の成績

三 実践研修を修了した者については、修了証書の番号

四 実践研修を修了した者については、修了年月日

2 法第五十三条の帳簿は、研修事務を廃止するまで保存しなければならない。

(実践研修結果の報告)

第六十一条 登録実践研修機関は、研修事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 受講者の数

二 修了者の数

三 修了の年月日

2 前項の報告書には、実践研修を修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表を添えなければならない。

(研修事務の休廃止の許可の申請)

第六十二条 登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする研修事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日

三 休止しようとする場合には、その期間

四 休止し、又は廃止しようとする理由

(登録実践研修機関の研修事務等の文部科学大臣への引継ぎ)

第六十三条 登録実践研修機関は、当該登録実践研修機関が行っていた研修事務の全部又は一部を法第五十

九条第一項の規定により文部科学大臣が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 研修事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 二 研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 前項の場合を除くほか、登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けて研修事務の全部を廃止したとき、又は法第五十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継がなければならない。

(文部科学大臣の研修事務等の登録実践研修機関への引継ぎ)

第六十四条 文部科学大臣は、自ら行っていた研修事務の全部若しくは一部を行わないものとする場合又は前条第二項の規定により研修事務に関する帳簿及び書類を引き継いだ場合において必要があると認めるときは、研修事務の実施のために必要な帳簿及び書類を登録実践研修機関に送付するものとする。

(実践研修の手数料の細目)

第六十五条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令第

五条第一項の文部科学省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

第六節 登録日本語教員養成機関

（登録日本語教員養成機関の登録の申請）

第六十六条 法第六十二条第一項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 登録（法第二十三条第一号の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人等である場合には、イに掲げる書類を除く。）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
- 三 養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ 養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ 養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ハ その他文部科学大臣が必要と認める事項

2 法第六十二条第一項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 養成業務（法第六十三条第一項に規定する養成業務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二 養成業務を開始しようとする年月日

（養成課程の科目及び時間数）

第六十七条 法第六十二条第二項第一号の文部科学省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 社会・文化・地域基礎に関する科目

二 言語と社会基礎に関する科目

三 言語と心理基礎に関する科目

四 言語と教育基礎に関する科目

五 言語基礎に関する科目

2 法第六十二条第二項第二号の文部科学省令で定める時間数は、同項第一号の科目の合計で三百七十五単位時間とする。この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。

(養成課程の教授者の要件)

第六十八条 法第六十二条第二項第三号の文部科学省令で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる科目に関する科目の研究により修士又は博士の学位(学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位及び外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を授与されたこと。

二 登録日本語教員の登録を受け、かつ、学士、修士又は博士の学位を授与されたこと。

(登録日本語教員養成機関登録簿の記載事項)

第六十九条 法第六十二条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在)

地)

三 養成業務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四 養成業務を開始する年月日

2 法第六十二条第五項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録日本語教員養成機関（法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関をいう。以下この節において同じ。）の代表者の氏名とする。

（養成業務規程の届出）

第七十条 登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項前段の規定による届出をするときは、その旨を記載した届出書に養成業務規程（同項に規定する養成業務規程をいう。）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

2 登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項後段の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由

二 変更の年月日

(養成業務規程の記載事項)

第七十一条 法第六十三条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 養成業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 養成業務の実施体制に関する事項
- 三 養成業務を行う事務所に関する事項
- 四 養成課程の日程及び公示方法に関する事項
- 五 養成課程の受講の申請に関する事項
- 六 養成課程の修了の要件に関する事項
- 七 修了証書の交付及び再交付に関する事項
- 八 料金の収納及び返還の方法に関する事項
- 九 養成業務に係る経費の維持方法に関する事項
- 十 養成業務の評価に関する事項

十一 養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

十二 法第六十五条において準用する法第五十二条第一項に規定する財務諸表等の作成、事務所への備置き及び同条第二項の規定による閲覧等に関する事項（同項に規定する費用を含む。）

十三 養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

十四 不正な受講者の処分に関する事項

十五 その他養成業務の実施に関し必要な事項

（修了証書の交付）

第七十二条 登録日本語教員養成機関は、養成課程を修了した者に対し、様式第二により作成した修了証書を交付しなければならない。

（養成業務の休廃止の届出）

第七十三条 登録日本語教員養成機関は、法第六十四条第一項の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする養成業務の範囲

- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合には、その期間
- 四 休止し、又は廃止しようとする理由

(準用)

第七十四条 第五十三条、第五十四条及び第五十七条から第六十一条までの規定は、登録日本語教員養成機関が養成業務を実施する場合について準用する。この場合において、第五十三条中「法第四十七条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十七条第一項」と、第五十四条中「法第四十八条」とあるのは「法第六十五条において準用する法第四十八条」と、第五十八条中「法第五十二条第一項」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第一項」と、第五十九条第一項中「法第五十二条第二項第三号」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第二項第三号」と、第五十九条第二項中「法第五十二条第二項第四号」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十二条第二項第四号」と、第六十条中「法第五十三条」とあるのは「法第六十五条において準用する法第五十三条」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

(審議会等の意見の聴取)

第七十五条 文部科学大臣は、法第四十九条第一項の認可、同条第三項の規定による命令、法第五十五条若しくは第五十六条（これらの規定を法第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による命令又は法第六十三条第三項の規定による命令をするときは、あらかじめ、法第十五条第一項の審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(認定日本語教育機関の教員に関する経過措置)

第二条 法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験は、次の各号のいずれかとする。

一 第六十七条第一項各号に掲げる科目についての四百二十単位時間以上（一単位時間は四十五分以上と

する。次条及び附則第四条において同じ。）の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。

二 大学（外国の大学を含む。第四号及び附則第五条を除き、以下同じ。）において第六十七条第一項各号に掲げる科目の単位を合わせて二十六単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。

三 昭和六十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格したこと。

四 平成三十一年四月一日以後において、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（次条及び附則第四条において「告示機関等」という。）において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

（試験に関する経過措置）

第三条 令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、基礎試験を免除する。

一 第六十七条第一項各号に掲げる科目であつて、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての三百七十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

二 大学において、第六十七条第一項各号に掲げる科目であつて、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を合わせて二十五単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

2 令和十一年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、基礎試験を免除する。

一 次のいずれにも該当する者

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 第六十七条第一項各号に規定する科目についての三百七十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。

(2) 大学において第六十七条第一項各号に規定する科目の単位を合わせて二十五単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有すること。

ロ 平成三十一年四月一日以後において、告示機関等又は認定日本語教育機関において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

ハ 文部科学大臣が日本語教育を行うために必要な知識及び技能について行う最新の知見を踏まえた講習（次号ハにおいて「講習」という。）を修了したこと。

二 次のいずれにも該当する者

イ 昭和六十二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格したこと。

ロ 平成三十一年四月一日以後において、告示機関等又は認定日本語教育機関で一年以上日本語教育課程を担当した経験を有すること。

ハ 講習を修了したこと。

3 令和十一年三月三十一日までの間、前項第二号に該当する者に対しては、その申請により、応用試験を

免除する。

(実践研修に関する経過措置)

第四条 令和十一年三月三十一日までの間、平成三十一年四月一日以後において告示機関等又は認定日本語教育機関において一年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者は、法第十七条第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

2 令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、法第十七条第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

一 第二十八条各号に掲げる科目であつて、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての四十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

二 大学において、第二十八条各号に掲げる科目であつて、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を一単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

3 第一項の場合において、法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、第十四条第二項第三号の規定に関わらず、同号の実践研修の修了証書の写しに代えて、告示機関等又は認定日本語教育機関の設置者の

証明書を出さなければならぬ。

4 第二項の場合において、法第十七条第一項の登録を受けようとする者は、第十四条第二項第三号の規定に関わらず、同号の実践研修の修了証書の写しに代えて、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一 第二項第一号の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する場合 同号の講座を実施した者の証明書及び学士、修士又は博士の学位を有することを証する書類

二 大学において第二項第二号の単位を修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する場合 当該大学の証明書及び学士、修士又は博士の学位を有することを証する書類

(試験委員等の要件に関する経過措置)

第五条 令和十六年三月三十一日までの間、第三十八条の規定の適用については、同条第三号中「認定日本語教育機関」とあるのは、「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機

関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関」とする。

2 令和十二年三月三十一日までの間、第五十一条の規定の適用については、同条第二号及び第三号中「又は法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者」とあるのは、「日本語教育を行う教員、法第十七条第一項の登録を受けることを希望する者又は日本語教育を行う教員となることを希望する者」と、同号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」とする。

3 令和十四年三月三十一日までの間、第五十一条の規定の適用については、同条第四号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」と、「認定日本語教育機関」とあるのは「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関」とする。

4 令和十一年三月三十一日までの間、第六十八条の規定の適用については、同条第二号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは、「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替え
て適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」とする。

実 践 研 修 修 了 証 書

第 号

(氏名)

年 月 日生

本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国籍等)

住 所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する実践研修を修了したことを証明する。

実践研修の修了年月日 年 月 日

年 月 日

(登録実践研修機関の登録番号)

(実践研修の実施者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）)

備考

- 一 「(都道府県名又は国籍等)」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。
修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。
- 二 「(登録実践研修機関の登録番号)」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の登録番号を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、記入しない。
- 三 「(実践研修の実施者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）)」には、実践研修を実施した登録実践研修機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名。次号において同じ。）を記入する。ただし、文部科学大臣が実践研修を実施した場合にあっては、職名及び氏名を記入する。
- 四 修了証書を再発行する場合であって、実践研修の実施者と修了証書の発行者が異なるときは、その旨及び再発行する登録実践研修機関の氏名及び登録番号（文部科学大臣が再発行する場合にあっては、職名及び氏名）を付記する。

養成課程修了証書

第 号

(氏名)

年 月 日生

本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国籍等)

住 所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する養成課程を修了したことを証明する。

養成課程の修了年月日 年 月 日

年 月 日

(登録日本語教員養成機関の登録番号)

(登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）)

備考

- 一 「都道府県名又は国籍等」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。
- 二 「(登録日本語教員養成機関の登録番号)」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の登録番号を記入する。
- 三 「(登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名))」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）を記入する。

○文部科学省令第四十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第三項第二号の規定に基づき、認定日本語教育機関認定基準を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣 盛山 正仁

認定日本語教育機関認定基準

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	教員及び職員の体制（第四条―第十条）
第三章	施設及び設備（第十一条―第十五条）
第四章	日本語教育課程（第十六条―第二十八条）
第五章	学習上及び生活上の支援体制（第二十九条―第三十六条）
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号の文部科学省令で定める基準（以下この条において「認定基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

2 認定基準は、認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

3 認定日本語教育機関は、この省令で定める認定基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、法第八条第一項の点検及び評価の結果を踏まえ、日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）について不断の見直しを行うことにより、その水準の維持向上を図ることに努めなければならない。

(定義)

第二条 この省令において「留学のための課程」とは、第十六条第一項第一号に掲げるものを目的とする日

本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）をいう。

2 この省令において「就労のための課程」とは、第十六条第一項第二号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

3 この省令において「生活のための課程」とは、第十六条第一項第三号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

（基本組織）

第三条 認定日本語教育機関は、日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本となる組織（次項において「基本組織」という。）を置かなければならない。

2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

第二章 教員及び職員の体制

（校長）

第四条 認定日本語教育機関には、当該認定日本語教育機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する者として、校長を置かなければならない。

2 校長とすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一 認定日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として五年以上従事した者であること。

二 法第十七条第二項各号のいずれにも該当しない者であること。

三 校長としてふさわしい社会的信望を有すること。

3 認定日本語教育機関の校長が他の認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの認定日本語教育機関に、校長を助け、命を受けて当該認定日本語教育機関の業務をつかさどる者として、副校長（前項各号のいずれにも該当する者に限る。）を置かなければならない。ただし、校長が隣地に立地する認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。

（主任教員）

第五条 認定日本語教育機関には、日本語教育課程を担当する教員（以下「教員」という。）のうちから、教育課程の編成及び他の教員の指導に当たる者として、主任教員を置かなければならない。

2 主任教員とすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- 一 教育課程の編成及び他の教員の指導を行うのに必要な知識及び技能を有すること。
- 二 当該認定日本語教育機関の本務等教員（日本語教育課程の編成その他の日本語教育課程に係る業務について責任を担う教員であつて、専ら当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するもの又はこれに相当する業務を担当し、かつ、本務として当該日本語教育課程を置く認定日本語教育機関の教育に従事するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であること。
- 三 認定日本語教育機関において、本務等教員として日本語教育に三年以上従事した経験を有すること。
- 四 当該認定日本語教育機関が就労のための課程又は生活のための課程を置く場合には、外国人を雇用する事業主、地方公共団体その他の関係者との連携体制の整備に必要な知識及び経験を有すること。
- 五 主任教員としてふさわしい社会的信望を有すること。

（教員数）

第六条 認定日本語教育機関における教員の数は、当該認定日本語教育機関に置かれる第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（就労のための課程又は生活のための課程にあつては、同時に授業を行う生徒の数。次項において同じ。）二十人以上につき一人以上でなければなら

い。ただし、当該認定日本語教育機関における教員の数は、三人を下回ることはできない。

2 前項の規定により認定日本語教育機関に置かなければならない教員の数のうち、日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数四十人以上は、本務等教員（専ら当該認定日本語教育機関における教育に従事する校長又は副校長が教員を兼ねる場合には、当該校長又は副校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関（大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）であつて、専門課程（同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）を置くものをいう。第二十条第二項第一号及び第二号において同じ。）であつて、教員以外の者が日本語教育課程に係る業務について責任を担うものを除く。）における教員の数のうち、本務等教員の数は、二人を下回ることはできない。

（担当授業時数）

第七条 各教員の一週間当たりの担当授業時数は、その指導の経験及び各認定日本語教育機関における職務

の内容に応じて適切に定めなければならない。この場合において、当該一週間当たりの担当授業時数は、二十五単位時間を超えてはならない。

(事務を統括する職員)

第八条 認定日本語教育機関には、職員のうちから、事務を統括する職員を置かなければならない。

2 事務を統括する職員となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一 認定日本語教育機関に関する事務を統括するのに必要な知識、技能及び経験を有すること。

二 事務を統括する職員としてふさわしい社会的信望を有すること。

(情報の公表及び評価等に関する体制)

第九条 認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表並びに法第八条第一項の規定による点検、評価及び結果の公表を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(組織的な研修に関する体制)

第十条 認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施するために必要な体制を整備しなければならない。

第三章 施設及び設備

(位置及び環境)

第十一条 認定日本語教育機関の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならぬ。

(校地)

第十二条 認定日本語教育機関は、校舎その他必要な施設を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 校地は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

(校舎)

第十三条 認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあつては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は

病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。

2 校舎の面積は、百十五平方メートル以上であり、かつ、当該校舎で同時に授業を行う生徒一人当たり二・三平方メートル以上でなければならない。

3 校舎を複数の場所に設ける場合には、当該校舎を設置する場所は三箇所以内とし、かつ、それぞれの校舎間の距離がおおむね八百メートル以内の位置に配置しなければならない。

4 校舎は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

(教室)

第十四条 前条第一項の教室は、日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、必要な数及び環境を備えなければならない。

2 教室には、机、椅子、黒板その他の授業に最低限必要な設備を備えなければならない。

3 教室の面積は、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり一・五平方メートル以上でなければならない。

い。

(設備)

第十五条 認定日本語教育機関は、生徒の数に応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあつては、近隣の図書館、学校その他の教育機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用に支障がないと認められるときは、図書を備えないことができる。

第四章 日本語教育課程

(日本語教育課程の目的及び目標)

第十六条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。

- 一 主として我が国の大学、高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。)又は専修学校の専門課程(第十八条第三項において「大学等」という。)において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国

に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。

二 主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。

三 我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前二号に掲げるものを除く。）を行うこと。

2 認定日本語教育機関は、一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置かなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあつては、一以上の自立して日本語を理解し、使用することができる水準の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置くことをもって足りる。

（修業期間）

第十七条 留学のための課程の修業期間は、一年以上でなければならない。ただし、文部科学大臣が定める特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、六月以上とすることができる。

2 就労のための課程及び生活のための課程の修業期間は、当該日本語教育課程の目標を勘案して適切に定めなければならない。

(修業期間の始期及び終期)

第十八条 日本語教育課程の修業期間の始期及び終期は、校長が定める。

2 留学のための課程に係る前項の修業期間の始期は、年四回以内としなければならない。

3 留学のための課程であつて、大学等において教育を受けること又は我が国において就職することを目的として我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育を行うことを目的とするものに係る第一項の修業期間の終期は、大学等の入学の時期又は就職の時期を勘案して適切に定めなければならない。

(一年間の授業期間)

第十九条 留学のための課程にあつては、一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。

(授業時数等)

第二十条 留学のための課程の授業時数は、一年間にわたり七百六十単位時間以上としなければならない。

ただし、第十七条第一項ただし書の規定により修業期間を一年未満とする場合には、その修業期間に応じて授業時数を減ずることができる。

2 生徒に日本語教育課程の授業科目以外の授業科目であつて、次のいずれにも該当するものを履修させる場合は、当該授業科目の授業時数を前項本文に規定する授業時数に百六十単位時間まで算入することができる。

一 当該生徒が在籍する大学又は専門学校の設置者が、当該大学又は専門学校について法第二条第一項の認定を受け、かつ、当該大学又は専門学校が開設するものであること。

二 大学又は専門学校における学修に必要な日本語能力の向上に資するものであること。

三 当該生徒が履修する日本語教育課程との整合性及び連続性が確保されているものであること。

四 法第十七条第一項の登録を受けた者が補助者として生徒の学習上の支援を行うこと。

3 留学のための課程における一週間当たりの授業時数は、二十単位時間以上としなければならない。

4 留学のための課程における授業は、午前八時から午後六時までの間に行われることを原則とする。

5 就労のための課程及び生活のための課程の授業時数は、次の各号に掲げる当該日本語教育課程が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上としなければならない。

- 一 他者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力 百時間
- 二 基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力 二百時間
- 三 自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力 三百五十時間

(単位時間)

第二十一条 留学のための課程における一単位時間は、四十五分以上とする。

(授業科目)

第二十二条 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程の目的及び目標に応じ、かつ、生徒の日本語能力に応じて適切な授業科目を体系的に開設しなければならない。

2 前項の授業科目は、当該授業科目を担当する能力を有する教員により、適切な教材を用いて教授されなければならない。

3 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程において、生徒に対し、次に掲げるすべての活動

を行わせなければならない。

- 一 日本語を聞く活動
- 二 日本語を読む活動
- 三 日本語を用いて他者と口頭でやり取りする活動
- 四 日本語を用いて他者に口頭で発表する活動
- 五 日本語を用いて書く活動

4 認定日本語教育機関は、その設置する日本語教育課程における学習（授業時間外に必要な学習を含む。）に支障のない範囲内で、生徒に対し、専門教育、職業教育その他の日本語教育以外の事項に関する授業を行うことができる。

（特別の日本語教育課程）

第二十三条 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程に在籍する生徒のうち、当該生徒の目的及び日本語能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、第二十条第五項及び前条第三項の規定に

かかわらず、特別の日本語教育課程によることができる。

2 前項の特別の日本語教育課程の編成に当たっては、当該認定日本語教育機関が置く就労のための課程又は生活のための課程の授業科目又はその一部により体系的に編成するものとする。

(生徒の数)

第二十四条 認定日本語教育機関は、施設及び設備その他の条件を勘案して、その設置する各日本語教育課程(前条第一項の特別の日本語教育課程を除く。以下この条において同じ。)について、生徒の収容定員数を適切に定めなければならない。

2 認定日本語教育機関が設置する第十六条第一項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数(以下この条において「合計収容定員数」という。)は、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期(第四項において「課程始期」という。)から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

3 認定日本語教育機関が、法第二条第一項の認定を受けた後において日本語教育課程を新設し、かつ、当該日本語教育課程(以下この項において「新設課程」という。)の目的と、当該認定日本語教育機関が新

設課程の新設の際現に設置している新設課程以外の日本語教育課程の目的とが異なる場合は、新設課程に係る合計収容定員数については、前項の規定にかかわらず、新設課程の新設に係る法第六条第一項の規定による変更の届出後最初の新設課程の修業期間の始期（次項において「変更の届出後最初の課程始期」という。）から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

4 認定日本語教育機関は、課程始期（前項の場合には、変更の届出後最初の課程始期）から一年を経過するごとに、その経過する日の合計収容定員数に一・五を乗じて得られる数まで合計収容定員数を増加することができる。ただし、在籍している生徒の数（休学その他の理由により学習を中断しており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる者の数を除く。）が合計収容定員数の八割を超えているときでなければ、合計収容定員数を増加することはできない。

5 認定日本語教育機関は、合計収容定員数を超えて当該目的の日本語教育課程に生徒を入学させてはならない。ただし、文部科学大臣が、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないと認める場合は、この限りでない。

6 認定日本語教育機関が一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、二十人以下でなければならない

ない。ただし、生徒の日本語能力、教室の面積その他の施設及び設備の状況その他教育の質に関する事項に照らして、教育上支障がない場合は、次条第一項の講義により行う授業の生徒の数については、この限りでない。

(授業の方法)

第二十五条 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。

4 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る第一項の授業を、他の者と連携して、校舎以外の場所で恒常的に履

修させることができる。

(入学者の募集)

第二十六条 認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程に係る入学者の募集に当たり、入学を希望する者に対し、日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）の選択に資する情報の提供を適切な方法により確実に行わなければならない。

(入学者の日本語能力等の確認)

第二十七条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の目的及び目標に応じ、入学を希望する者の日本語能力及び学習意欲を試験その他の適切な方法により、確認しなければならない。

(修了の要件)

第二十八条 留学のための課程の修了の要件は、七百六十単位時間に修業期間の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法によ

り、生徒の学習の成果を評価しなければならない。

2 就労のための課程及び生活のための課程の修了の要件は、次の各号に掲げる生徒が目標とする日本語能力に応じ、それぞれ当該各号に定める授業時数以上の授業科目を履修することのほか、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語教育機関が定める適切な方法により、生徒の学習の成果を評価しなければならない。

一 他者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力 百時間

二 基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の能力 二百時間（入学の際現に前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、百時間）

三 自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力 三百五十時間（入学の際現に第一号又は前号に掲げる日本語能力を有する生徒については、三百五十時間からそれぞれ当該各号に定める授業時数を減じた数）

3 前項の規定にかかわらず、第二十三条第一項の特別の日本語教育課程の修了の要件は、認定日本語教育機関が定めなければならない。この場合において、認定日本語教育機関は、試験その他の当該認定日本語

教育機関が定める適切な方法により学習の成果を評価しなければならない。

第五章 学習上及び生活上の支援体制

(学習上の支援体制)

第二十九条 認定日本語教育機関は、生徒の母語その他の当該生徒が使用する言語を用いた指導その他の学習の継続が困難である生徒の支援のために必要な体制を整備しなければならない。

(出席管理体制)

第三十条 認定日本語教育機関は、当該認定日本語教育機関の設置する日本語教育課程の生徒の出席状況を的確に把握し、及び授業への出席率が低い生徒に対する必要な指導を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(災害等の場合の転学支援等)

第三十一条 認定日本語教育機関は、災害その他の事由により日本語教育を継続することが困難となる事態に備え、転学の支援のための計画の策定その他の当該日本語教育課程の生徒の学習の継続に必要な措置を講じなければならない。

(生活指導担当者等)

第三十二条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関には、教員又は職員の中から、生活指導担当者として生徒の生活指導及び進路指導を行う者を置き、かつ、適切な生活指導、進路指導及び地方公共団体その他の関係機関との連携を行うことができる体制を整備しなければならない。

2 生活指導担当者となることができる者は、生徒の生活指導及び進路指導を行うのに必要な知識及び経験を有する者とする。

3 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、我が国における生活に必要な情報提供、関係機関との連携その他の生徒の生活上の支援を行うための体制を整備しなければならない。

(健康診断の体制)

第三十三条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、当該日本語教育課程の生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断その他必要な措置を講じるための体制を整備しなければならない。

(在留を継続するための支援体制)

第三十四条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続す

るために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。

(事業主等との連携体制)

第三十五条 就労のための課程を置く認定日本語教育機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

(地方公共団体等との連携体制)

第三十六条 生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、地方公共団体その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(主任教員の要件に関する経過措置)

第二条 令和十四年三月三十一日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項第三号中

「認定日本語教育機関」とあるのは、「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。）又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。）とする。

（授業時数に算入することができる日本語教育課程の授業科目以外の授業科目の要件に関する経過措置）

第三条 令和十一年三月三十一日までの間における第二十条第二項の規定の適用については、同項第四号中「法第十七条第一項の登録を受けた者」とあるのは、「法第十七条第一項の登録を受けた者又は法附則第二十条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有する者」とする。

（収容定員数に関する経過措置）

第四条 令和十一年三月三十一日までの間に法第二条第一項の認定を受けた者の設置する認定日本語教育機関が、当該認定の際現に出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法

務省令第十六号) 本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する法務大臣が文部科学大臣の意見を聴いて告示をもって定める日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関(法第一条に規定する日本語教育機関をいう。)である場合には、第二十四条第二項の規定の適用については、「百人以下」とあるのは、「当該認定の申請の際現に設置されている日本語教育課程についての合計収容定員数に相当する数又は百人のうちいずれか大きい数以下」とする。

○文部科学省告示第百六十三号

認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第十二条第二項、第十三条第四項、第十条七条第一項並びに第二十五条第二項及び第四項に基づき、認定日本語教育機関に関し必要な事項を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣 盛山 正仁

（校地を自己所有と同等と認める場合）

第一条 認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）第十二条第二項の校地が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 校地が認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であつて、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況

等からみて当該校地を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実にであると認められるとき。

二 校地（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであつて法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であつて、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であつて、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実にであると認められるとき。

三 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であつて、後者の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を

受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第五号において同じ。）を十年以上継続して運営する者である場合であつて、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

（校舎を自己所有と同等と認める場合）

第二条 認定基準第十三条第四項の校舎が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校舎が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であつて、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校舎を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校舎（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであつて法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であつて、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 校舎の床面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その

他の部分の校舎について、認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権及び当該賃借権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校舎を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校又は各種学校の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関を十年以上継続して運営する者である場合であつて、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

(留学のための課程の修業期間に係る特別の事情)

第三条 認定基準第十七条第一項の特別の事情は、次のいずれにも該当する日本語教育課程を設置する場合とする。

一 以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした修業期間一年以上の日本語教育課程を設置する認定日本語教育機関が設置する課程であること。

二 高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とする課程であること。

三 生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる認定日本語教育機関が設置する課程であること。

(授業の方法)

第四条 認定基準第二十五条第二項の規定により認定日本語教育機関が履修させることができる授業は、次のいずれにも該当するものとする。

- 一 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの
- 二 同時かつ双方向に行われるもの

- 三 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたもの
- 2 認定基準第二十五条第四項の規定により認定日本語教育機関が校舎以外の場所で授業を恒常的に履修させる場合には、次に掲げる要件のすべてに適合しなければならない。
 - 一 当該授業を履修させる校舎以外の場所が、認定基準第十四条に規定する教室の要件を満たしていること。
 - 二 連携する他の者との間で、次の事項を定めた協定を締結すること。
 - イ 日本語教育課程の編成、法第三条第一項の規定による情報の公表、法第八条第一項の規定による点検及び評価その他の日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。）の実施に関する連携に関する事項
 - ロ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
 - ハ 使用する施設及び設備に関する事項
 - ニ その他認定日本語教育機関の設置者及び連携する他の者が必要と認める事項
- 三 授業を認定基準第二十五条第二項に規定する方法により履修させる場合には、当該授業を履修させる

校舎以外の場所に補助者を配置し、かつ、視聴覚機器その他の設備を備えること。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

○ 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。

○ 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

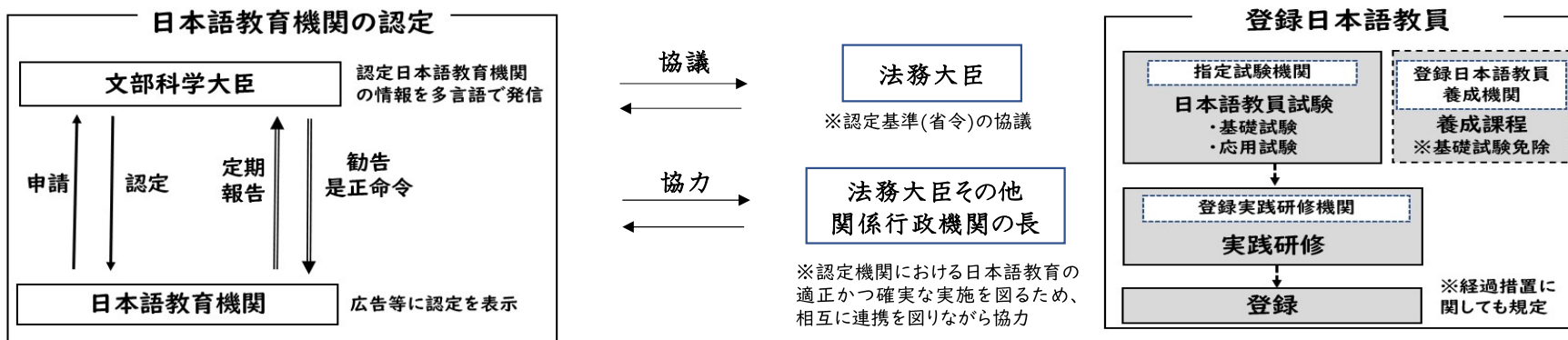
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



日本語教育課程
を担当【第七条】

日本語教育機関



審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
 - ・施設設備
 - ・課程の編成、実施方法
 - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

認定時

申請
【第二条第一項～第四項】

段階的に

勧告

→命令

→取消し

【第十二条・第十四条第一項】

認定後

定期報告
【第九条第一項】
変更届出
【第六条第一項】

学習環境に
関する情報公表、
自己点検評価の
結果公表
【第三条・第八条第二項】

国

機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

